

しろいこどもプラン

【第3期白井市子ども・子育て支援事業計画】

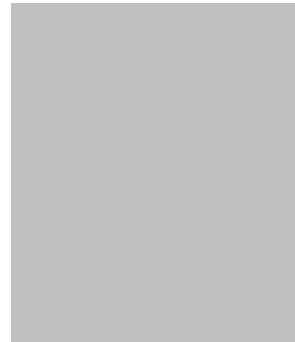
令和7年度～令和11年度

(素案)

令和6年11月(時点)

白井市

市長あいさつ



令和7年3月

白井市長 笠井 喜久雄

目次

第1章	計画の策定にあたって	1
第1節	策定の背景	1
1	少子化の進行に伴う本格的な子育て支援のはじまり	1
2	「子ども・子育て支援新制度」と「しろい子どもプラン」	1
3	子どもや若者を取り巻く動向	2
4	深刻な少子化の進行	3
5	子ども施策の新たな推進	3
6	子ども基本法の概要	5
7	子ども大綱における基本的な方針	6
8	子ども施策に関する重要事項	7
第2節	計画の位置づけ	8
1	子ども基本法に基づく「市町村子ども計画」	8
第3節	計画の期間	9
第4節	SDGsの視点を踏まえた計画	10
第2章	白井市の子どもを取り巻く現状	11
第1節	統計等からみられる現状	11
1	人口・世帯数	11
2	結婚・出生・就労	13
3	母子保健・衛生	17
4	様々な状況にある子ども	18
5	幼児期の教育・保育の利用状況	22
6	子ども・若者の数（将来目標人口）	25
第2節	アンケート調査結果の概要	27
1	調査の目的	27
2	実施概要	27
3	配付・回収状況	27
4	所得ラインによる分類	27
5	調査結果の概要を読むにあたっての留意点	28
6	結果の概要	29
第3節	子ども・若者の意見	45
1	実施概要	45
2	結果の概要	46
第4節	子育て支援団体等インタビュー調査	49
1	実施概要	49

	2 結果の概要	49
第5節	白井市におけるこども・若者を取り巻く課題	52
	1 「こども・若者」を取り巻く課題	52
	2 「子育て当事者」を取り巻く課題	53
第3章	めざすまちの姿	54
第1節	めざすまちの姿	54
第2節	施策の展開	55
第3節	事業の一覧	56
第4章	ライフステージ別の支援の展開	59
第1節	こどもの誕生前から幼児期までの支援	59
	1 妊娠前から妊娠、出産、幼児期までの保健・医療の確保	59
	2 こどもの成長の保障と遊びの充実	62
第2節	学童期・思春期での支援	66
	1 こどもが安心して過ごし、学べる学校生活の充実	66
	2 こどもの居場所づくりの推進	69
第3節	青年期での支援	70
	1 就労のための支援	70
	2 結婚を希望する方への支援	71
	3 若者やその家族に対する相談体制	72
第5章	ライフステージを通じた支援の展開	73
第1節	困難を抱えるこどもや家庭への支援	73
第2節	多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	76
第3節	こどもの貧困対策	78
第4節	児童虐待防止対策、こども・若者の権利擁護	80
第5節	こども・若者の安全確保	83
第6章	子育て当事者への支援	84
第1節	経済的負担の軽減	84
第2節	地域子育て支援・家庭教育支援	86
第3節	共働き・共育での推進	90
第4節	ひとり親家庭への支援	91
第7章	白井市子ども・子育て支援事業計画	92
第1節	子ども・子育て支援に関わる制度等の改正	92
	1 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律	92
	2 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正	93
第2節	教育・保育の提供区域の設定	94
第3節	教育・保育の量の見込み、確保方策	96
	1 前提となる事項	96
	2 教育・保育の確保方策	97

第4節	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策	99
1	地域子ども・子育て支援事業の確保方策	99
第8章	計画の推進にあたって	114
第1節	計画の推進体制及び進行管理について	114
1	計画の推進体制	114
2	こども・若者の意見聴取	114
3	計画の進行管理	114
4	本計画の目標・指標	116

《「こども」、「子ども」の表記について》

こども基本法(令和4年法律第77号)において、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義しています。同法の基本理念として、全てのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう、「こども」と表記しています。これを踏まえ、こども家庭庁でも「こども」の使用を推奨していることから、本計画でも原則として「こども」表記としています。

ただし、国の法令や制度、市の条例・規則等に基づく用語や他文献からの引用、固有名詞などについては、「子ども」を使っています。

第1章 計画の策定にあたって

第1節 策定の背景

1 少子化の進行に伴う本格的な子育て支援のはじまり

平成15年
少子化社会対策
基本法、次世代
育成支援対策推
進法

平成15年7月、家庭や地域の子育て力の低下に対応し、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から「少子化社会対策基本法」と「次世代育成支援対策推進法」¹が制定され、子どもたちの育成を社会全体で支援する新たな取り組みが示されました。

平成17年度-
しろい子どもプ
ラン（白井市次
世代育成支援地
域行動計画）

本市では、「しろい子どもプラン（白井市次世代育成支援地域行動計画）」（前期計画：平成17～21年度、後期計画：平成22～26年度）を策定し、待機児童の解消を目的とした民間活力による保育園整備や家庭的保育事業への展開、多様なニーズに合わせた保育サービスの充実など、次世代育成支援の総合的な推進を図りました。

2 「子ども・子育て支援新制度」と「しろい子どもプラン」

平成24年
子ども・子育て
関連3法

平成24年8月、待機児童の解消や幼児教育・保育の充実を主な目的として、就学前の子どもの教育・保育及び地域子育て支援に係る新たな制度を実施するため、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」が制定されました。この関連3法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から施行されました。一方、「次世代育成支援地域行動計画」は策定が任意化され、新たな法定計画「市町村子ども・子育て支援事業計画」と一体のものとして策定することが可能となりました。

平成27年度-
しろい子どもプ
ラン（白井市子
ども・子育て支
援事業計画）

本市では、上記の流れを踏まえ、平成27年度からの5年間を計画期間とする「しろい子どもプラン（白井市子ども・子育て支援事業計画）」を平成27年3月に策定し、「しろい子どもプラン（白井市次世代育成支援地域行動計画）」に掲げた施策をその中に抱合させて一体の計画とし、子ども・子育て支援の量・質の充実及び安心して子どもを産み育てる環境や、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けて取り組みを進めました。

¹ 次世代育成支援対策推進法：当初は10年間の時限立法。令和7年3月までの期限に一旦延長された後、令和6年5月に育児・介護休業法とともに改正され、令和17年3月31日までに再延長された。

3 こどもや若者を取り巻く動向

平成27年の「子ども・子育て支援新制度」施行後、我が国のこども・若者を取り巻く環境や、国・社会の動向にも様々な変化が起こっています。

平成 22 年
子ども・
若者育成支援
推進法

平成22年4月、子ども・若者育成支援施策の総合的な推進等を目的とした「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、全てのこども・若者が自らの居場所を得て成長・活躍できる社会の実現を目指す取り組みが進められることになりました。

平成 26 年
子どもの貧困対
策の推進に関す
る法律

子どもの貧困対策については、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(以下「子どもの貧困対策法」)が施行され、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。子どもの貧困対策法は、令和元年9月の「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行による、区市町村計画策定の努力義務化を経て、令和6年6月に「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」と改められています。

平成 26 年
母子及び父子並
びに寡婦福祉法

ひとり親家庭への支援については、「母子及び寡婦福祉法」が平成26年10月に「母子及び父子並びに寡婦福祉法」と改められ、父子家庭への支援が拡大されて、ひとり親世帯への就業・自立に向けた総合的な施策へと支援の充実が図られています。

平成 28 年
改正障害者総合
支援法・改正児
童福祉法

障がいのある子どもへの対応については、平成28年6月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(改正障害者支援法)」及び「児童福祉法の一部を改正する法律(改正児童福祉法)」が公布され、医療的ケア児支援や障害児福祉計画が法定化されました。障害児福祉計画の基本指針では、障がい児の利用ニーズについての把握や提供体制の整備等の必要性があげられています。

平成 12 年
児童虐待の防止
等に関する法律

児童虐待については、平成12年、「児童虐待の防止等に関する法律」が制定され、平成23年5月の民法・児童福祉法等の改正後、平成28年6月の児童福祉法改正等で社会的養育・児童虐待防止対策に係る強化が図られました。

令和 2 年
新子育て安心プ
ラン

待機児童対策では、平成29年成立の「子育て安心プラン」が令和2年12月には「新子育て安心プラン」となり、様々な待機児童解消への取り組み強化策が打ち出されています。

4 深刻な少子化の進行

我が国では、少子化の進行に歯止めがかからない状態が続いています。少子化の進行は、経済の成長力を低下させ、生活水準の改善を妨げたり、将来的な年金・医療など社会保障制度の安定性・持続性も大きく揺るがしてしまう深刻な問題です。

令和5年
出生者数が過去
最低に

令和6年6月の厚生労働省の発表によると、令和5年の出生者数は72.7万人と前年より4.3万人減少し、過去最低水準を更新しました。また、合計特殊出生率は、1.20と令和4年の1.26からさらに低下しました。昭和22(1947)年に統計を取り始めて以降最低水準であり、前年を下回るのはこれで8年連続となります。

令和6年
少子化対策関連
法案が成立

令和6年6月5日、少子化対策関連法案が成立しています。同法では、児童手当の支給対象を高校生年代まで延長、所得制限の撤廃、第3子以降の支給額の倍増による拡大がされ、また、親の就労に関係なく子どもを預けられる「こども誰でも通園制度」を令和8年4月から全国で開始することなどが定められています。

5 こども施策の新たな推進

令和5年4月
こども家庭庁
こども基本法

国は令和5年4月にこども家庭庁を創設、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」を令和5年4月に施行しました。

「こども基本法」は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

令和5年12月
こども大綱

令和5年12月には「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく各“大綱”を一元化した「こども大綱」を閣議決定しました。

令和6年4月
改正児童福祉法

令和6年4月には「改正児童福祉法」が施行され、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関(こども家庭センター)の設置に努めることとされました。

令和6年5月
こどもまんなか
実行計画2024

令和6年5月には、こども家庭庁が各省庁と連携して進めるこども政策の全体像及びアクションプランとなる「こどもまんなか実行計画2024」が決定しました。

放課後児童対策

放課後児童対策では、全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所の拡充を目的に、「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月通知)による取り組みが進められてきましたが、「新・放課後子ども総合プラン」が令和6年度末に終了することから、「令和6年度以降の放課後児童対策について」(令和6年3月29日通知)により、継続的な取り組み推進をしていくとしています。

6 こども基本法の概要

「こども基本法」は令和5年4月1日に施行されました。その目的及び基本理念の概要は以下のとおりです。

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

基本理念

- ①全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること
- ②全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

7 こども大綱における基本的な方針

「こども大綱」では、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を基本的な方針としています。

こども施策に関する基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

8 こども施策に関する重要事項

「こども大綱」では、「こどもまんなか社会」を実現するための重要事項を以下のように示しています。

1 ライフステージを通じた重要事項

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- こどもの貧困の解消に向けた対策
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

2 ライフステージ別の重要事項

- こどもの誕生前から幼児期まで
妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健／医療の確保／こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
- 学童期・思春期
こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等／居場所づくり／小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実／成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育／いじめ防止／不登校のこどもへの支援／校則の見直し／体罰や不適切な指導の防止／高校中退の予防、高校中退後の支援
- 青年期
高等教育の修学支援、高等教育の充実／就労支援、雇用と経済的基盤の安定／結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援／悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ひとり親家庭への支援

第2節 計画の位置づけ

1 こども基本法に基づく「市町村こども計画」

本市では、令和2年3月策定の「しろい子どもプラン」(以下「前計画」と言います。)により、地域全体で子育てを支え、のびのびと楽しく子どもを育てられる環境をつくるという考えのもと、「子育てしたくなるまち」をめざすまちの姿として、妊娠・出産からの連続した支援を充実させるとともに、子どもの“育ち”を支える環境を整備し、地域社会の中で子どもが健やかに成長していける環境を創り出すことを目的として様々な取り組みを推進してきました。

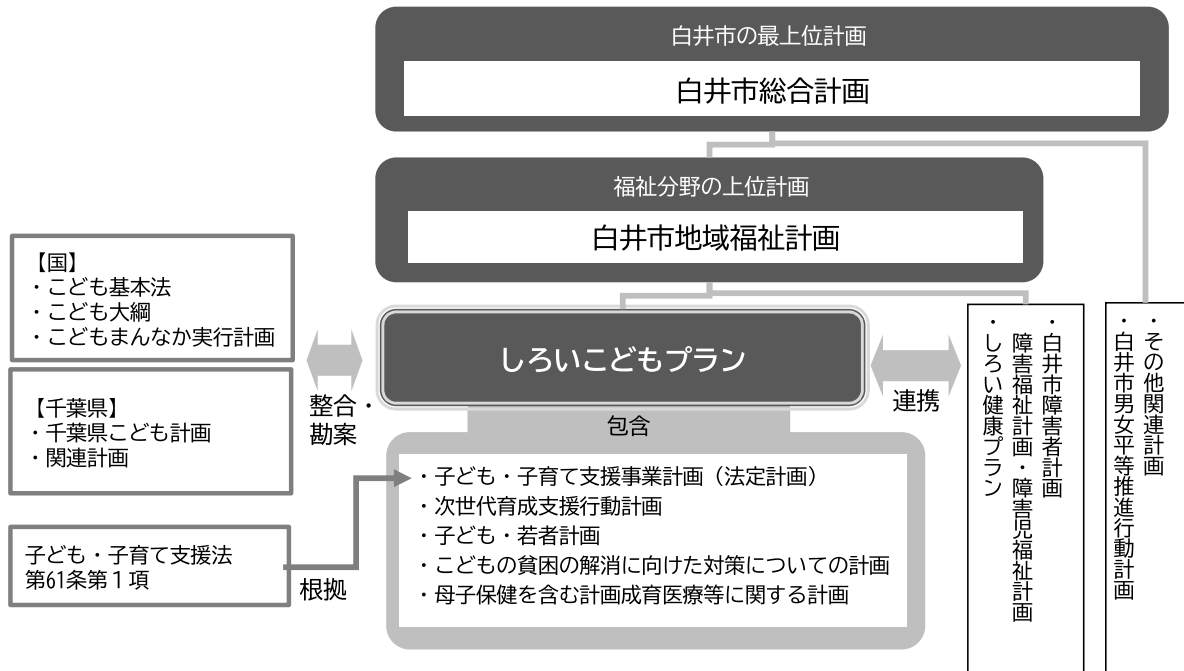
前計画が令和6年度をもって終了することから、今回、引き続き本市のこどもに関する取り組みを総合的に推進するための計画として、この「しろい子どもプラン」(以下「本計画」と言います。)を策定するものです。

子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を核としてきた前計画に対し、本計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」としてこども大綱等を勘案するとともに、本市における以下の計画・取り組みを包含するものとします。

- 子ども・子育て支援事業計画(第3期「市町村子ども・子育て支援事業計画」)
- 次世代育成支援行動計画
- 子ども・若者計画
- こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画
- 母子保健を含む成育医療等に関する計画

本市の最上位計画である次期総合計画における「魅力あふれる白井を次世代に残していくために、子どもの声を施策に反映し、市民参加・協働による計画づくりを推進」、「将来にわたり活力あるまちを実現するために、人口減少や少子高齢化への対策を推進」といった策定方針と方向性を共にし、国・千葉県による関連計画や、本市の福祉分野の上位計画となる「白井市地域福祉計画」ほか各種計画等との整合・連携を図り策定しています。

▼ 計画の位置づけ



第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

ただし、国や千葉県の行政施策の動向等、社会経済情勢の変化を見極めながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

▼ 計画の期間



第4節 SDGsの視点を踏まえた計画

SDGs(エスディーゼーズ Sustainable Development Goals)とは、平成27年9月の国連サミットにおいて、日本を含む全193カ国の合意により採択された国際社会全体の共通目標です。

「地球上の誰一人として取り残さない」を基本理念に、経済・社会・環境の諸課題を総合的に解決し持続可能な世界を実現するため、令和12(2030)年までの間に達成すべき17のゴール(目標)と、それに連なり具体的に示された169のターゲットから構成されています。

誕生前から乳幼児期、学童期、思春期、青年期まで、個性が尊重され、生まれ育つ環境に関わらず権利が守られ、子育て当事者を含めたそれぞれの希望に応じて幸せな状態で生活できる社会を地域全体でつくっていかうとする本計画の取り組みは、SDGsの17の目標(ゴール)のうち、「1 貧困をなくそう」、「3 すべての人に健康と福祉を」をはじめ、8つのゴールに関連します。

本計画では、様々な課題解決に向けて、SDGsの目標達成を意識しながら、こども・若者に関する取り組みを進めていきます。

▼ SDGsにおける17のゴール



しろいこどもプランに関連するSDGsのゴール

1 貧困をなくそう	3 すべての人に健康と福祉を
4 質の高い教育をみんなに	8 働きがいも経済成長も
10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを
16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリシップで目標を達成しよう

第2章 白井市のこどもを取り巻く現状

第1節 統計等からみられる現状

1 人口・世帯数

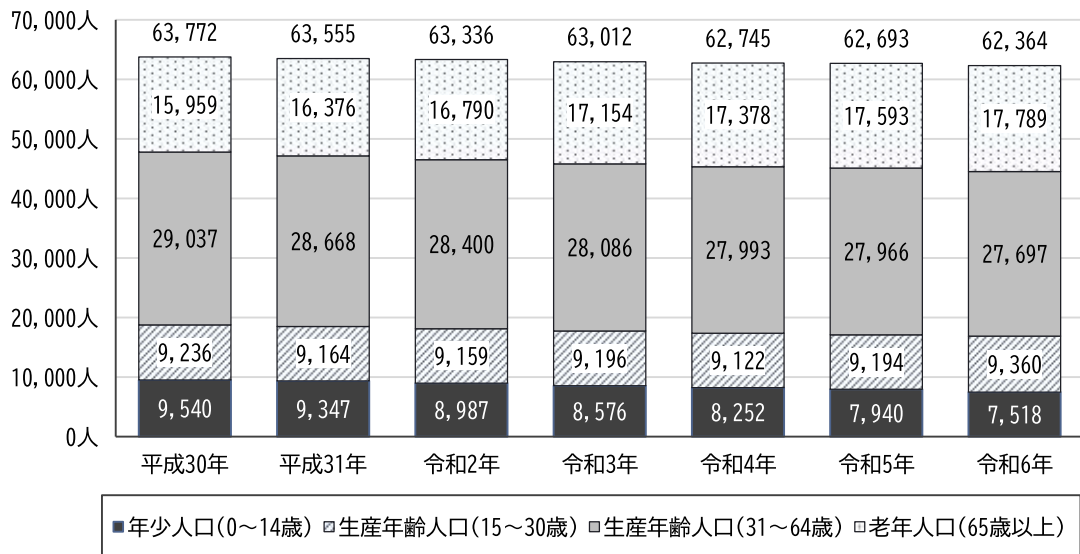
(1) 総人口・年齢層別人口

本市の総人口は減少傾向にあり、平成30年の63,772人が、令和6年では62,364人となっています。

年齢層別に同期間の人口の推移をみると、年少人口(0～14歳)は2,022人の減少、生産年齢人口(15～30歳)は124人の増加、生産年齢人口(31～64歳)は1,340人の減少となっており、老年人口(65歳以上)は1,830人の増加となっています。

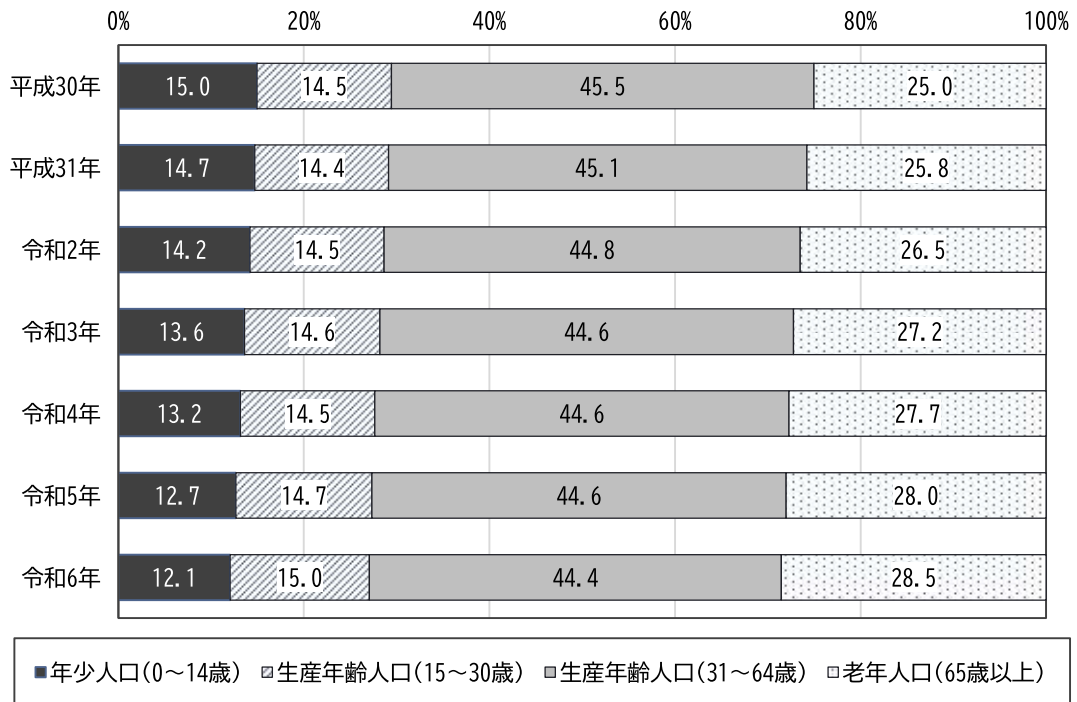
年齢層別人口の割合においても、年少人口の割合が継続的に下降し、老年人口の割合が継続的に上昇しており、少子高齢化が進行している状況です。

▼ 年齢層別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年度4月1日現在）

▼ 年齢層別人口の割合の推移

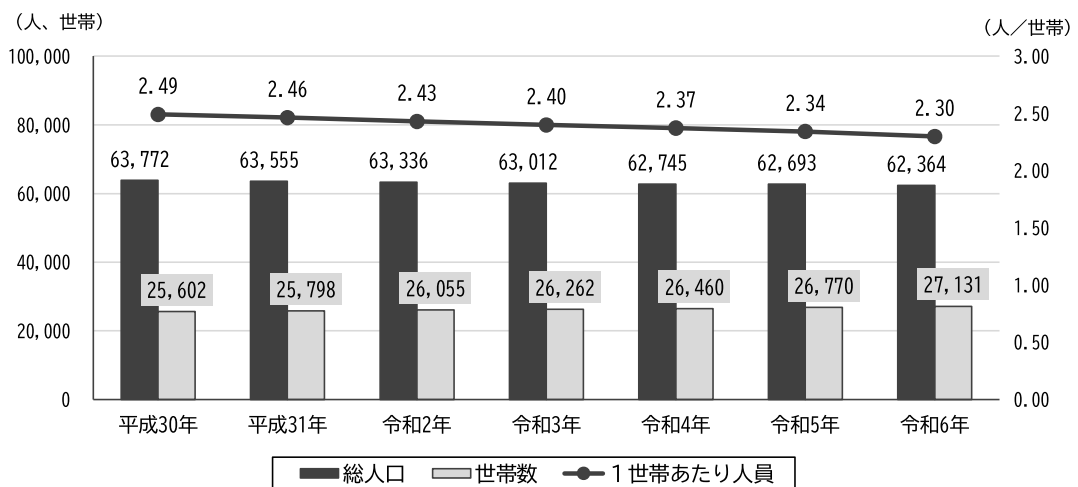


資料：住民基本台帳（各年度4月1日現在）

(2) 世帯数と1世帯あたり人員

世帯数は平成30年から令和6年まで増加していますが、同期間に総人口は減少していることから、1世帯あたりの人員は平成30年の2.46から令和6年の2.30まで継続的に減少しています。

▼ 世帯数と1世帯あたり人員の推移



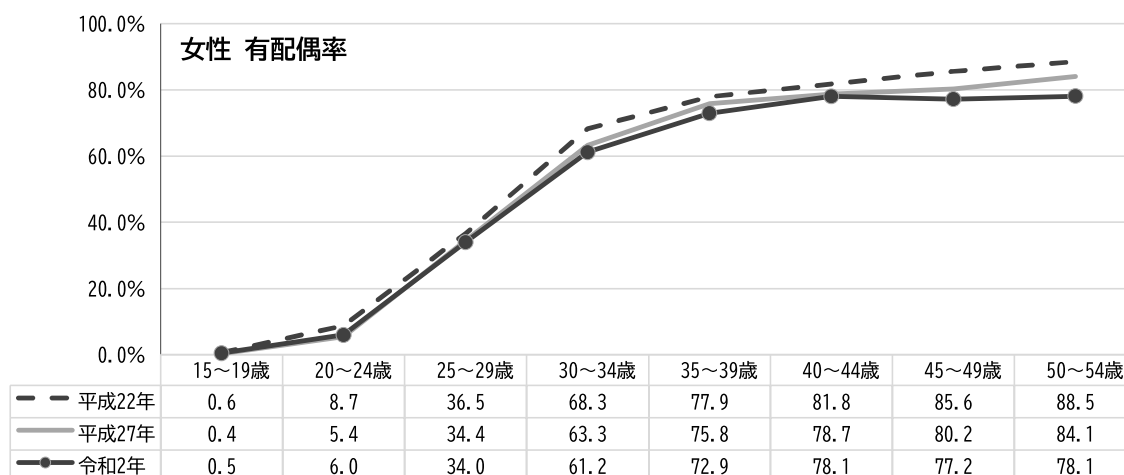
資料：白井市データ（令和5年版統計しろい）

2 結婚・出生・就労

(1) 有配偶率

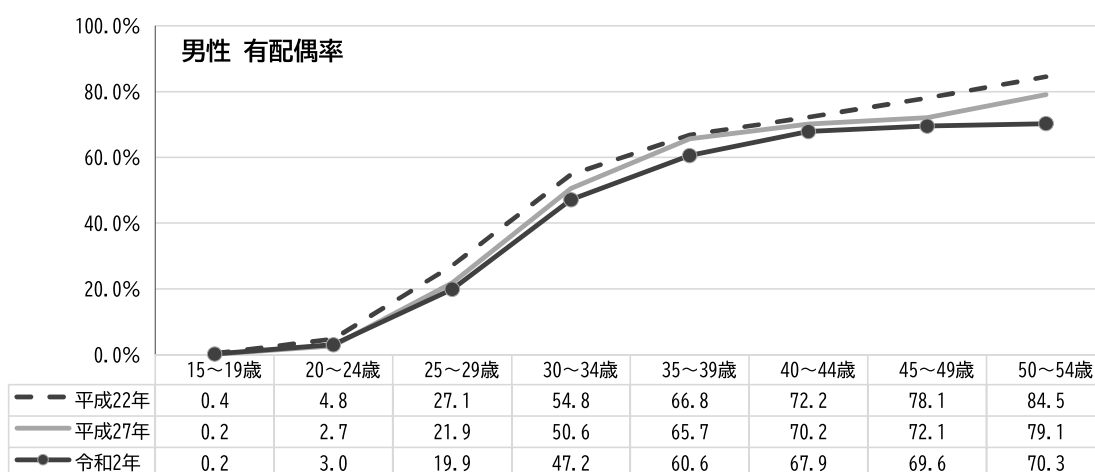
有配偶率を平成22年と令和2年で比較すると、男女ともに各年齢層で減少しています。

▼ 女性の年齢別有配偶率の推移



資料：国勢調査

▼ 男性の年齢別有配偶率の推移

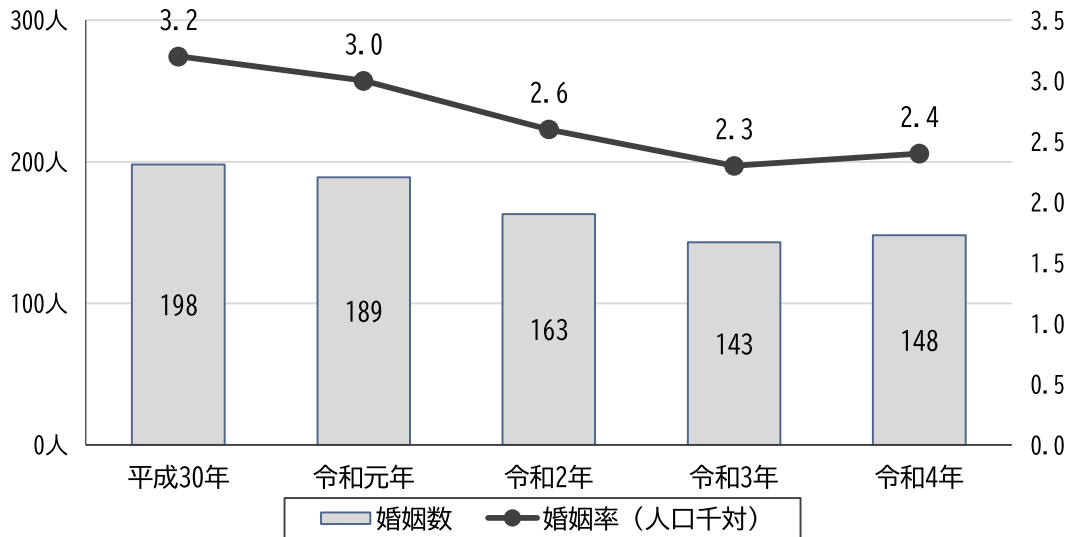


資料：国勢調査

(2) 婚姻率

婚姻数、婚姻率(人口千対)は平成30年から令和3年まで下降が続きましたが、令和4年にはわずかながら上昇しています。

▼ 婚姻率の推移

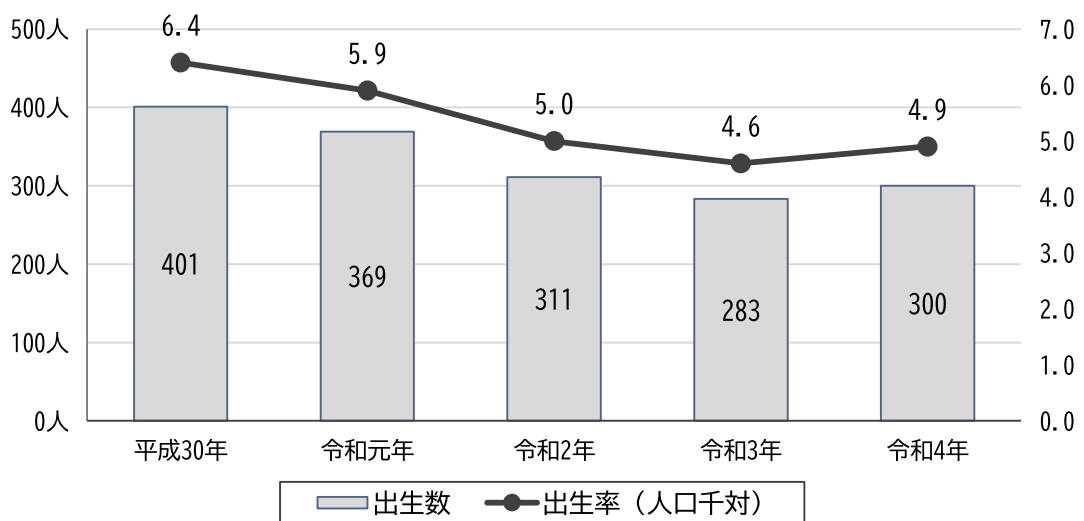


資料：千葉県衛生統計年報

(3) 出生数・出生率

出生数・出生率(人口千対)は平成30年から令和3年まで下降が続きましたが、令和4年にはわずかながら上昇しています。

▼ 出生率の推移



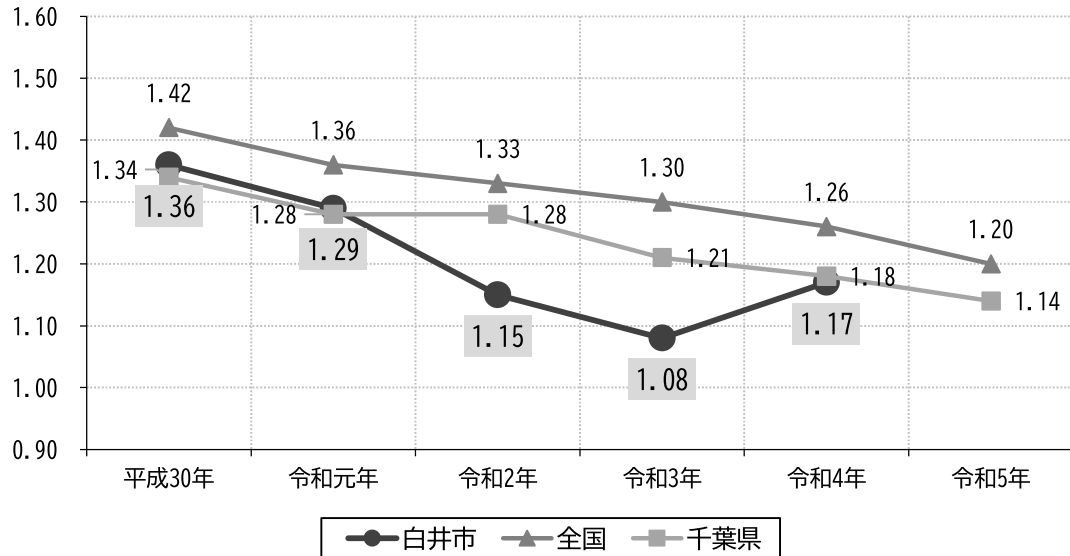
資料：千葉県衛生統計年報

(4) 合計特殊出生率

合計特殊出生率は、平成30年から令和4年まで継続的に全国を下回っています。令和2年から令和4年までは千葉県よりも低くなっていますが、令和4年には1.17と、千葉県の1.18と僅差の水準まで上昇しています。

厚生労働省が令和6年6月5日に公表した「人口動態統計」の概数では、令和5年の合計特殊出生率は全国で1.20、千葉県で1.14とされています。

▼ 合計特殊出生率の推移



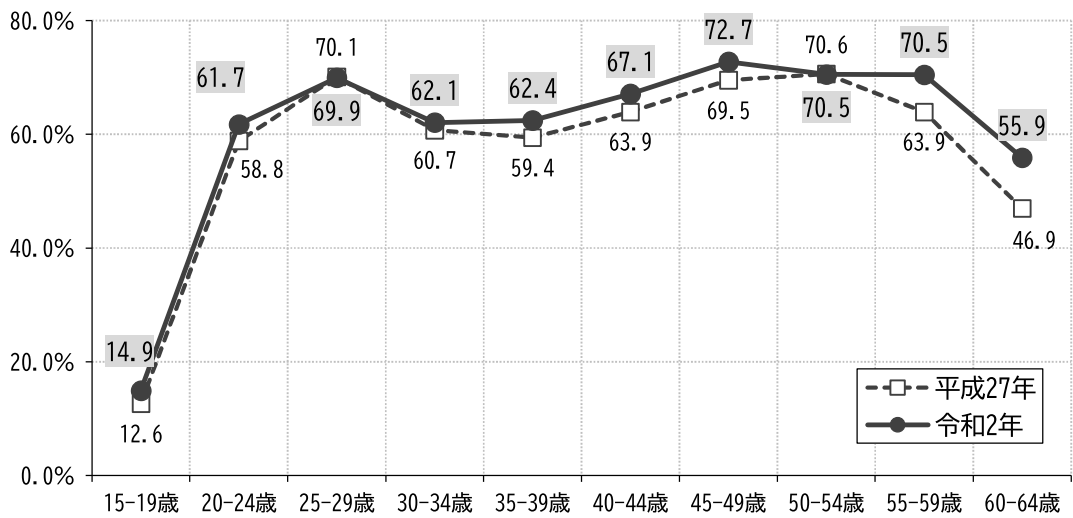
資料：白井市：千葉県衛生統計年報／全国・千葉県：厚生労働省人口動態統計

(5) 就労状況

女性の就労状況では、働く女性の割合が30歳代で一旦低くなる「M字曲線」が見られます。30歳代から40歳代まで、平成27年と比べて働いている女性の増加がありますが、子育て期と考えられる30歳代で仕事を離れる傾向は続いていることがわかります。

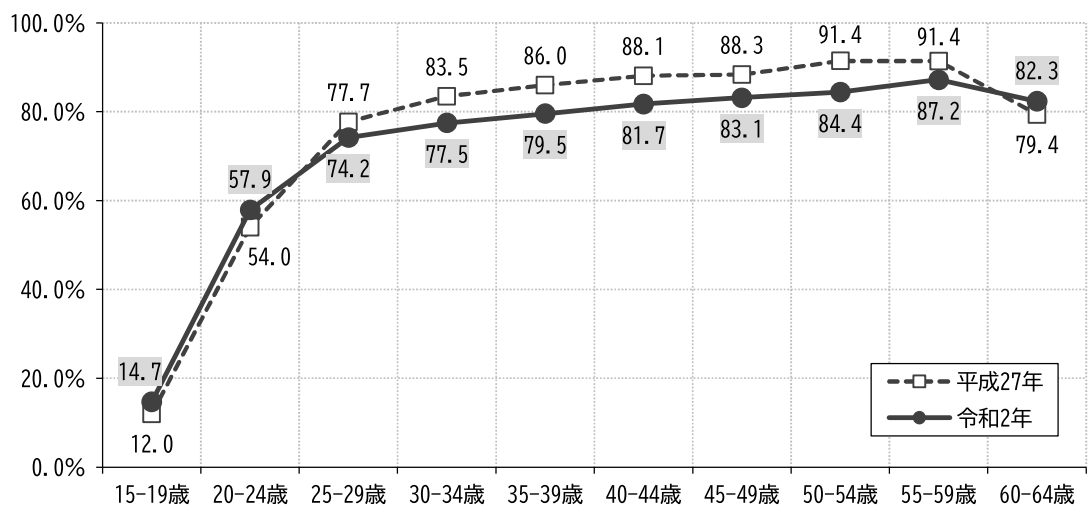
男性の就労状況では、20歳代後半から7割を超えて高い割合で仕事をしていますが、平成27年と比べると、20歳代後半から50歳代では就労割合が低くなっています。

▼ 女性の労働力率の推移



資料：国勢調査

▼ 男性の労働力率の推移

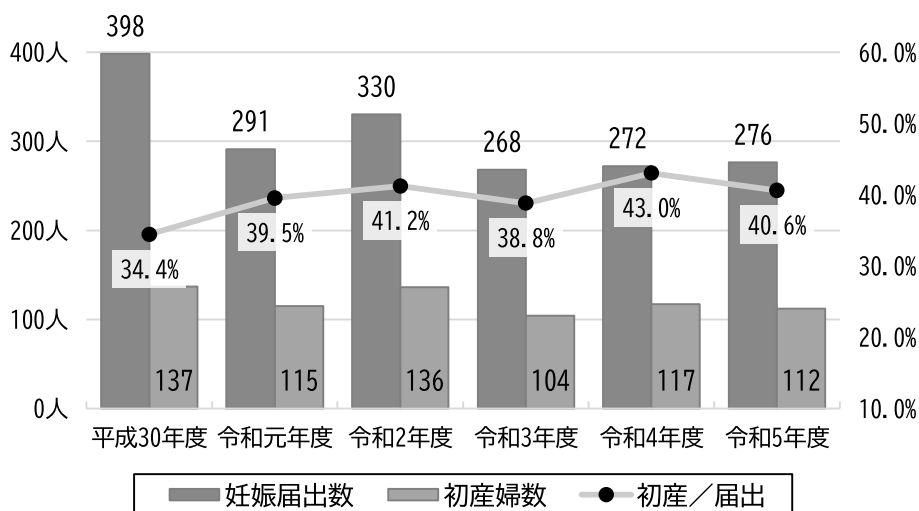


3 母子保健・衛生

(1) 妊娠届出数の推移

妊娠届出数は、平成30年度の398人が令和元年度に291人となり、令和2年度に330人、令和3年度に268人となった後、わずかずつ増加の傾向にあります。初めて出産をする初産婦数は年度によって増減がみられ、令和5年度では112人、妊婦届出数に占める初産婦数の割合は40.6%となっています。

▼ 妊娠届出数の推移

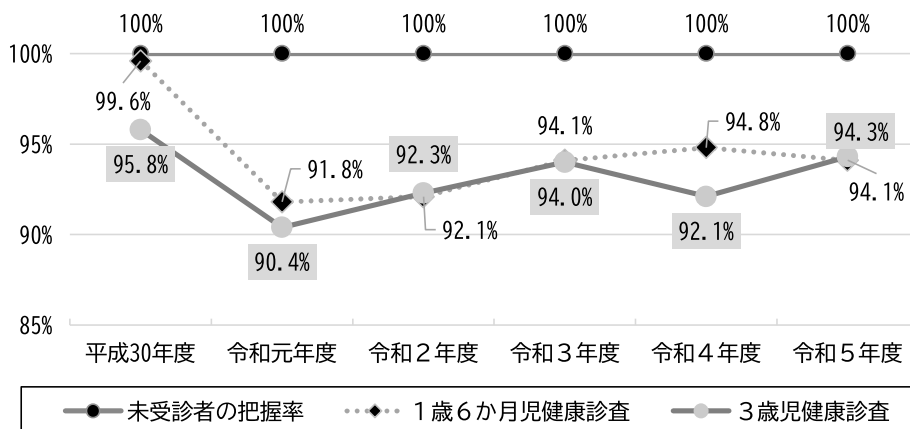


資料：白井市健康課

(2) 1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査の受診率の推移

1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査の受診率は、平成30年度から令和5年度まで90%以上となっています。令和5年度には1歳6か月児健康診査が94.1%、3歳児健康診査が94.3%となっています。未受診者については、訪問や電話等で状況を100% (全数) 把握できています。

▼ 健康診査受診率及び把握率の推移



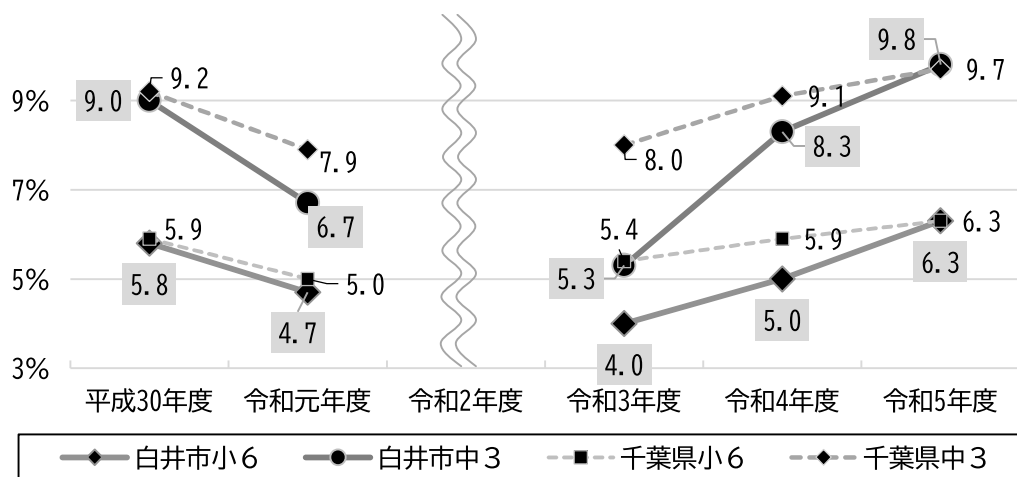
資料：白井市健康課

4 様々な状況にある子ども

(1) 朝食を欠食する子ども

朝食を欠食する子ども(毎日又はほとんどの日で朝食を欠食する子ども)の割合は、平成30年から令和元年度にかけて小・中学生ともに減少傾向にありましたが、令和3年度以降は増加傾向となっています。令和3年度、令和4年度は千葉県よりも低く推移していたところ、令和5年度には千葉県とほぼ同水準の割合まで高くなっています。

▼ 朝食を欠食する子どもの割合の推移



※令和2年度は調査実施なし
資料：白井市教育支援課

(2) 18歳未満の障害者手帳所持者数

18歳未満の障害者手帳の所持者数の推移をみると、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳は総じて減少の傾向にあり、療育手帳は令和3年度以降、継続的に増加しています。

▼ 18歳未満の障害者手帳所持者数の推移

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害者手帳	49	48	48	47	45	43
療育手帳	143	149	144	140	162	166
精神障害者保健福祉手帳	19	13	15	16	15	13

※各年度末現在
資料：白井市障害福祉課

(3) 就学援助の認定者数

就学援助の認定者数の推移をみると、小学生は令和2年度、中学生は令和4年度が最も多くなっており、受給率は年による増減がみられるものの、小学生・中学生ともに平成30年度と比較すると令和5年度は増加しています。

▼ 就学援助の認定者数の推移

単位：人

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
小学生	全児童数	4,124	4,040	3,937	3,759	3,605	3,460
	要保護	7	3	5	3	2	2
	準要保護	210	234	245	230	212	239
	合計	217	237	250	233	214	241
	受給率(%)	5.3	5.9	6.4	6.2	5.9	7.0
中学生	全生徒数	2,097	2,089	2,031	1,971	1,970	1,966
	要保護	4	4	3	1	3	3
	準要保護	127	140	146	159	158	151
	合計	131	144	149	160	161	154
	受給率(%)	6.2	6.9	7.3	8.1	8.2	7.8

資料：白井市学校政策課

(4) 教育相談等の状況

教育相談等の件数は令和元年度が最も多く、以降は減少の傾向となっています。内容別では、不登校は令和元・3年度に一時的に増加しその後減少、発達障害は令和3年度をピークに減少しています。令和4年度以降、非行、いじめ、神経症、虐待は0件となっています。

▼ 主な内容別相談件数の推移

単位：件

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
不登校	255	334		316	271	222
人間関係	10	5		4	7	10
集団不適応	26	8		0	3	9
非行	0	0		1	0	0
いじめ	5	0		1	0	0
学習関係	10	4		2	1	2
進路	3	1		0	0	3
発達障害	47	45		57	41	20
神経症	0	2		0	0	0
家庭問題	6	0		1	2	9
虐待	0	0		0	0	0
その他	28	10		1	10	14
合計	390	409		383	335	289

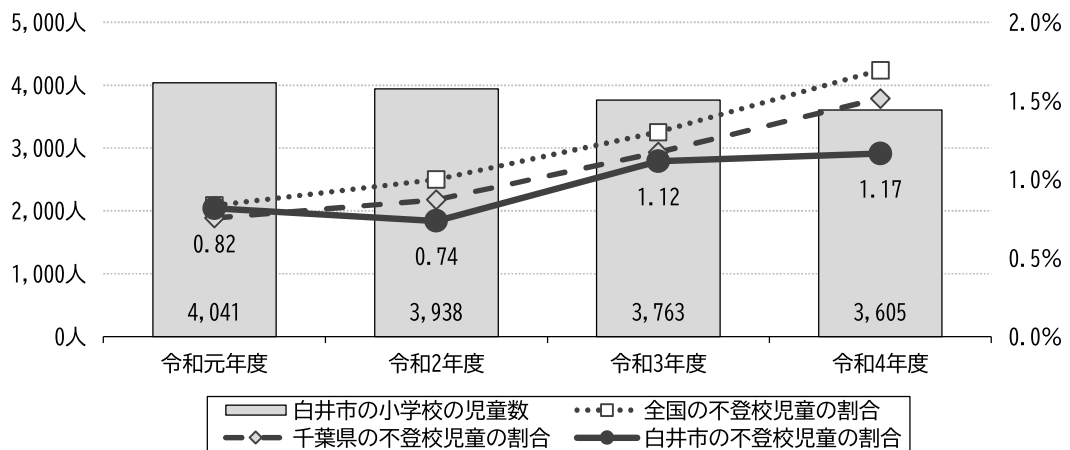
※令和2年度は調査実施なし

資料：白井市教育支援課

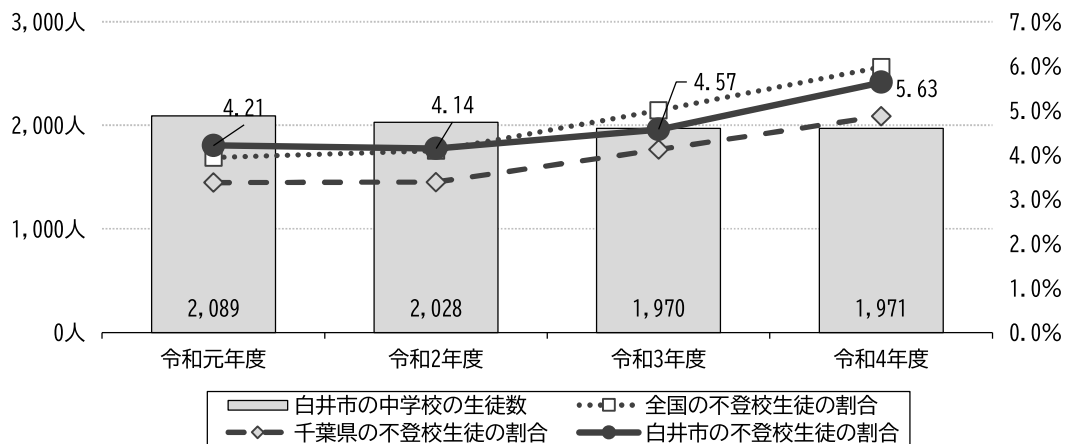
(5) 小中学校における不登校児童生徒数

令和元年度以降、小学校の児童数は減少が続いており、中学校の生徒数は令和3年度まで減少傾向で以降は横ばいです。児童生徒数に対する不登校の児童生徒数の割合は小学校・中学校とも上昇の傾向にあり、小学校では全国及び千葉県よりも低い水準、中学校では千葉県よりも高い水準で推移しています。

▼ 小学校の不登校児童の割合の推移



▼ 中学校の不登校生徒の割合の推移



資料：国・県は児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査／白井市は教育委員会

(6) 家庭児童相談室における児童虐待対応件数

家庭児童相談室における本市の虐待対応件数は令和2年度に146件と多かったものの、以降は120件程度でほぼ横ばいとなっています。内容別では心理的虐待が多い傾向で推移してきましたが、直近の令和5年度では身体的虐待の件数が心理的虐待を上回っています。ネグレクトは令和3年度に30件となっていたところ、以降は減少しています。

▼ 家庭児童相談室における児童虐待対応件数の推移

単位：件

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
身体的虐待	30	49	37	27	42	54
保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	28	10	23	30	20	17
心理的虐待	66	62	86	66	62	51
性的虐待	4	2	0	0	1	0
合 計	128	123	146	123	125	122

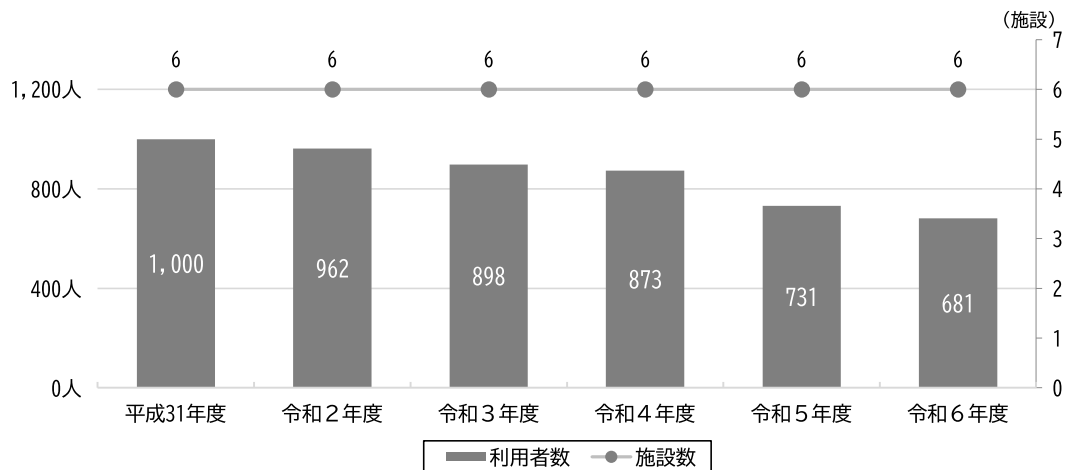
資料：白井市家庭児童相談室

5 幼児期の教育・保育の利用状況

(1) 1号認定（3-5歳教育）

現在、市内に私立幼稚園が6施設あります。利用者数は平成31年度の1,000人から令和6年度の681人まで、継続的に減少しています。

▼ 1号認定利用者数の推移

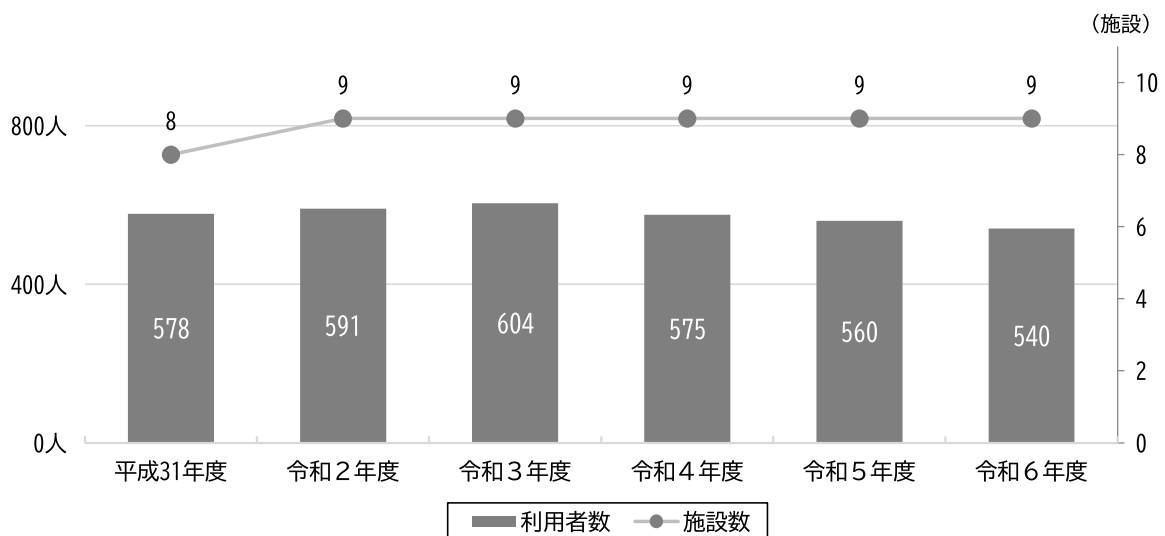


資料：学校基本調査

(2) 2号認定（3-5歳教育・保育）

現在、市内に保育所と認定こども園が合わせて9施設あります。利用者数は平成31年度から令和3年度まで増加していましたが、令和4年度以降は継続的に減少しています。

▼ 2号認定利用者数の推移

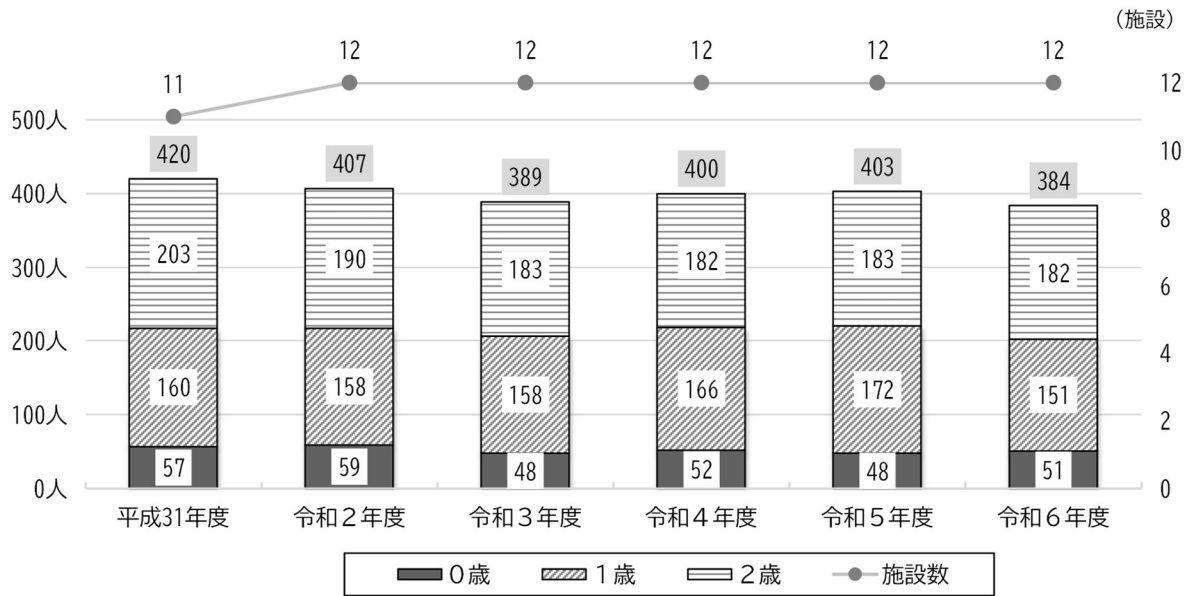


資料：白井市保育課

(3) 3号認定 (0-2歳保育)

現在、市内に保育所、認定こども園、地域型保育(小規模保育)が合わせて12施設あります。利用者数は平成31年度の420人から令和3年度の389人までは減少、令和4年度、5年度に一旦増加した後、令和6年度には再び減少しています。

▼ 3号認定利用者数の推移



資料：白井市保育課

(4) 主な子育て支援サービス事業の状況

主な子育て支援サービス事業の利用状況は以下のようになっています。

事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延長保育事業 人(実/年)	819	736	793	692
放課後児童健全育成事業（学童クラブ） 人(登録者数)（5月1日時点）				
1年生	183	186	178	186
2年生	162	159	173	169
3年生	150	126	126	140
4年生	85	76	92	84
5年生	47	28	34	63
6年生	19	21	13	20
合計	646	596	616	662
地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業） 人(延べ/年)	8,233	7,838	9,276	15,492
一時預かり事業（保育園のみ） 人(延べ/年)	2,155	2,349	2,990	2,861
病児・病後児保育事業 人(延べ/年)	119	181	176	237
ファミリー・サポート・センター事業 人(延べ/年)	308	350	463	519
妊婦健康診査 人(延べ/年)	3,853	3,360	3,618	3,267
乳児家庭全戸訪問事業 人(延べ/年)	294	275	278	267
養育支援訪問事業 人(延べ/年)	17	34	183	121

※各年度4月1日時点

6 こども・若者の数（将来目標人口）

こども(0～17歳)と若者(18～39歳)の人口は、令和2年から令和6年にかけて減少傾向となっています。今後、持続可能なまちづくりを進めるため、本計画による結婚、子育て支援策等の強化や市の最上位計画である次期総合計画の総合的な施策による、宅地開発等の要因に伴う人口流入・出生率増加を加味した、こども・若者の将来目標人口としています。

この目標人口としても、減少が続く見込みで、本計画の最終年度である令和11年度には子ども(0～17歳)は8,404人、若者(18～39歳)は12,211人となる見込みです。

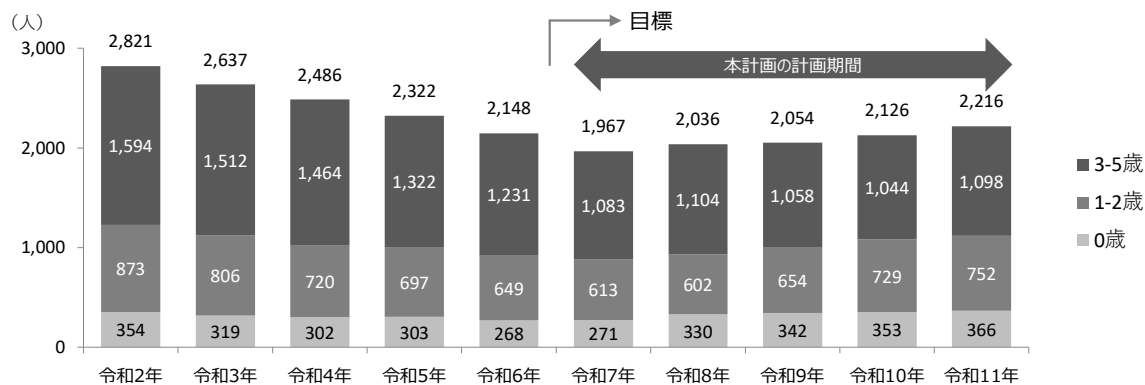
年齢	実績					本計画の計画期間				
	実績					目標				
	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
0歳	354	319	302	303	268	271	330	342	353	366
1歳	423	370	336	340	296	297	288	349	361	372
2歳	450	436	384	357	353	316	314	305	368	380
3歳	536	461	457	386	368	336	333	332	323	387
4歳	507	543	462	476	382	395	355	352	350	341
5歳	551	508	545	460	481	352	416	374	371	370
6歳	588	563	507	554	461	454	362	426	384	381
7歳	613	593	569	515	559	490	464	372	436	394
8歳	652	616	590	575	517	500	501	474	382	446
9歳	702	651	620	592	579	533	511	512	484	392
10歳	691	700	646	615	594	562	544	522	523	495
11歳	729	690	706	647	617	598	568	550	528	529
12歳	713	727	686	704	647	583	604	574	556	534
13歳	691	711	731	691	702	657	589	610	580	562
14歳	787	688	711	725	694	674	663	595	616	586
15歳	761	785	683	716	721	689	676	665	597	618
16歳	667	762	791	690	720	737	685	672	661	594
17歳	677	672	764	795	691	725	732	681	668	657
0-17歳	11,092	10,795	10,490	10,141	9,650	9,169	8,935	8,707	8,541	8,404
18-39歳	13,181	12,767	12,525	12,491	12,498	12,402	12,351	12,287	12,261	12,211
合計	24,273	23,562	23,015	22,632	22,148	21,571	21,286	20,994	20,802	20,615

(単位：人)

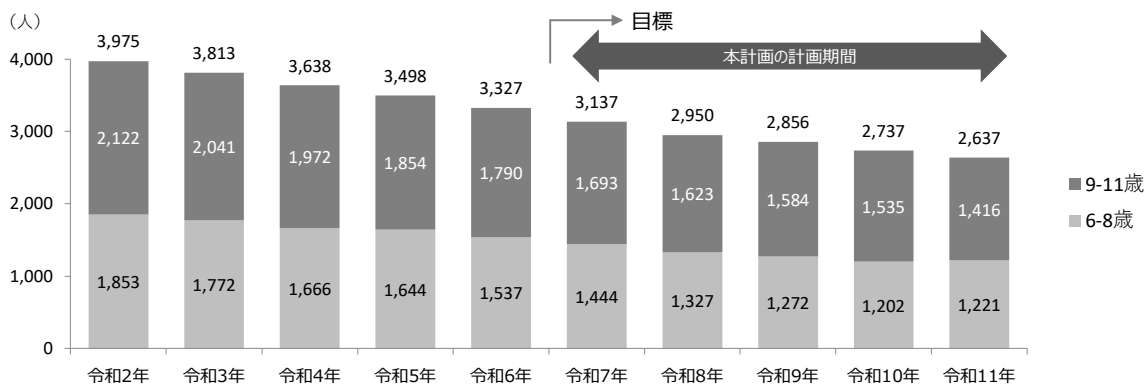
※令和2年～6年：住民基本台帳による実績。

※令和7年～11年：国勢調査人口実績を基に推計。次期総合計画の施策効果を見込んだもの。

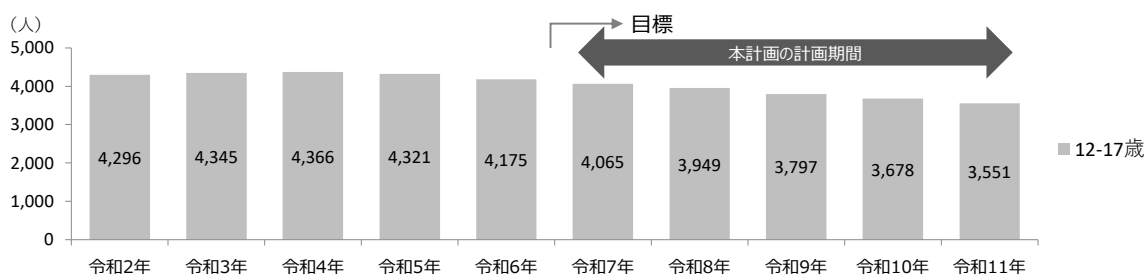
▼ 0歳～5歳の子どもの数



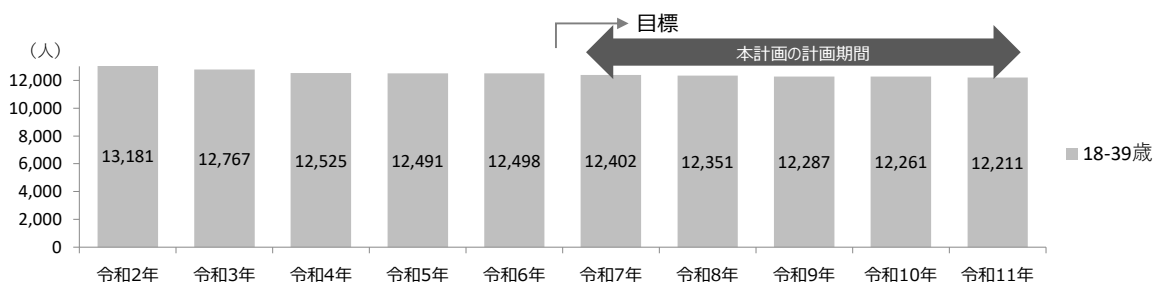
▼ 6歳～11歳の子どもの数



▼ 12歳～17歳の子どもの数



▼ 18歳～39歳の若者の数



第2節 アンケート調査結果の概要

1 調査の目的

こどもの生活状況やこどもとの関わり、家庭の状況、また、市の教育・保育サービス等の利用状況や今後の利用希望などをうかがい、こどもや若者の支援に役立てるとともに、今後の子育て支援に関する施策を検討するための基礎資料として実施しました。

2 実施概要

- 調査対象者 市内在住の就学前児童の保護者
市内在住の小学5年生及び中学2年生とその保護者
- 抽出方法 就学前保護者：住民基本台帳より無作為抽出
小学5年生及び中学2年生：全員
- 調査方法 就学前保護者：郵送による配布・回収及びWEB回答を併用
小5・中2保護者：学校を通じて配布、郵送回収・WEB回答を併用
小学5年生及び中学2年生：学校を通じて配布・回収
- 調査期間 令和5年11月27日(月)から12月11日(月)まで

3 配付・回収状況

対象	配布数	有効 回答数	有効 回答率	うちWEB 回答数	WEB 回答率
就学前保護者	1,515 票	908 票	59.9%	312 票	20.6%
小学5年生・中学2年生 保護者	1,243 票	624 票	50.2%	279 票	22.4%
小学5年生	614 票	586 票	95.4%		
中学2年生	629 票	560 票	89.0%		

4 所得ラインによる分類

小学5年生・中学2年生の保護者及び子ども本人の調査では、必要に応じて、「所得ライン」の上か下かで分類した分析を行っています。小・中学生保護者票問24「可処分所得」の回答により、国が令和4年国民生活基礎調査結果で算出した貧困線を参考に、「所得ライン未満の世帯」「所得ライン以上の世帯」に分類しています。

なお、小・中学生調査票については、保護者からの回答があり、親子のマッチングができた場合のみ所得ラインでの比較分析を行っています。

5 調査結果の概要を読むにあたっての留意点

- この概要は、調査結果のうち「こども」「保護者」の視点により、「白井市子育て支援に係るアンケート調査 結果報告書」を一部抜粋しています。
- 「調査結果」の図表は、原則として回答者の構成比(百分率)で表現しています。
- 「n」は、「Number of case」の略で、その設問への回答者数(構成比算出の母数)を示しています。
- 百分率による集計では、回答者数(該当質問においては該当者数)を100%として算出し、本文及び図表の数字に関しては、全て小数第2位以下を四捨五入し、小数第1位までを表記しています。このため、全ての割合の合計が100%にならないことがあります。また、複数回答(2つ以上選ぶ問)の設問では、全ての割合の合計が100%を超えることがあります。
- 図表中の「0.0」は四捨五入の結果又は、回答者が皆無であることを示しています。
- 図表の記載にあたり調査票の質問文、グラフ及び文章中の選択肢を一部簡略化している場合があります。
- 必要に応じて、平成31年度に実施した「白井市子育て支援に係るアンケート調査」との比較を行っています。
- 以下、「結果の概要」において調査名は次のように表記しています。

就学前保護者：【就学前保護者】

小学5年生・中学2年生保護者：【小5中2保護者】

小学5年生・中学2年生：【小5】【中2】

6 結果の概要

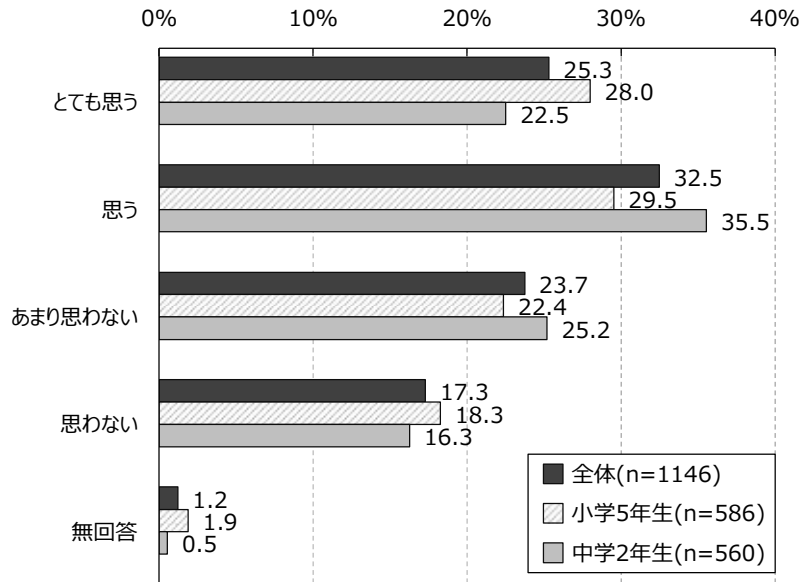
こども本人のアンケート（小学校5年生及び中学校2年生）

① 自身のことについて

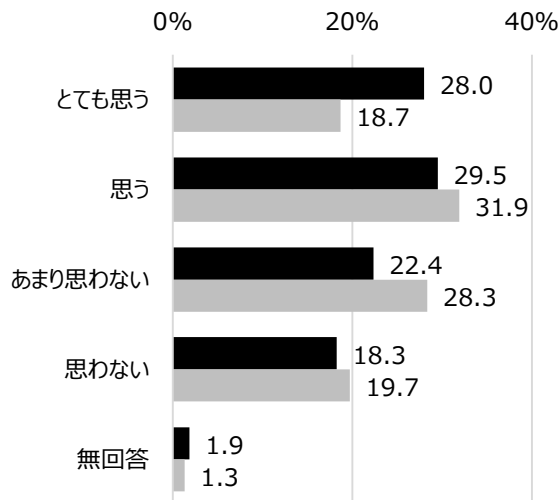
【小5】【中2】

問：自分のことが好きである

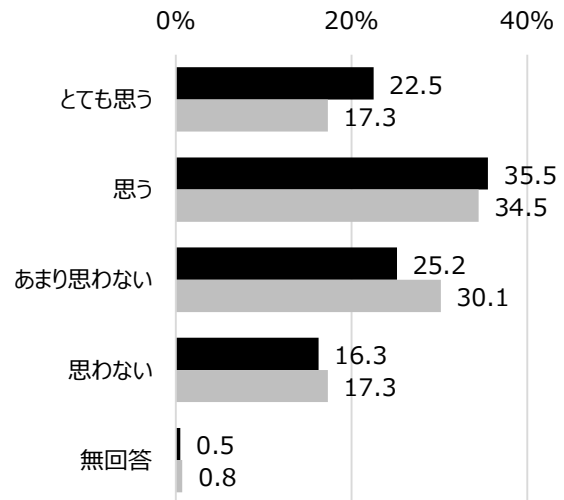
「とても思う」が52.6%と最も多く、「思う」が36.7%、「あまり思わない」が7.2%、「思わない」が2.4%。「あまり思わない」「思わない」とも、小学5年生の方がわずかに中学2年生より多くなっています。前回調査と比較すると、「とても思う」「思う」ともに中学2年生では4ポイント以上増加しているのに対し、小学5年生では「とても思う」が3.0ポイントの増加、「思う」は1.2ポイントの減少となっています。



▼ 小学5年生



中学2年生

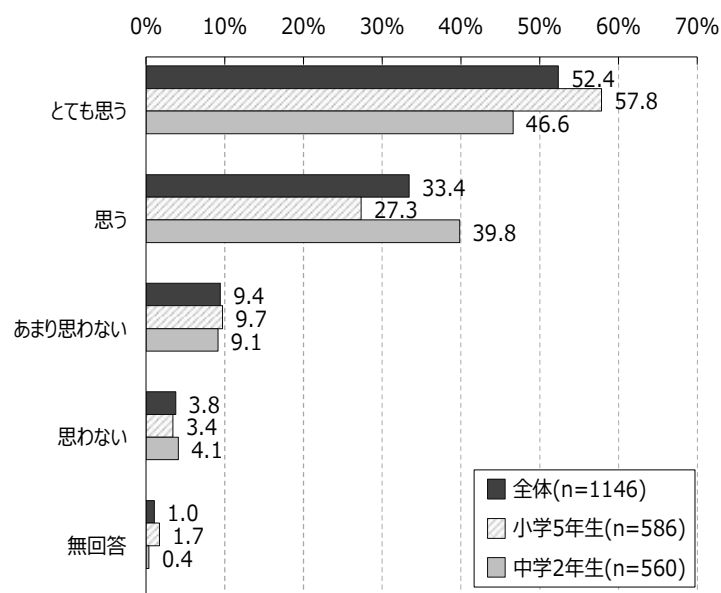


■ 今回調査 (n=586) ■ 前回調査 (n=674)

■ 今回調査 (n=560) ■ 前回調査 (n=647)

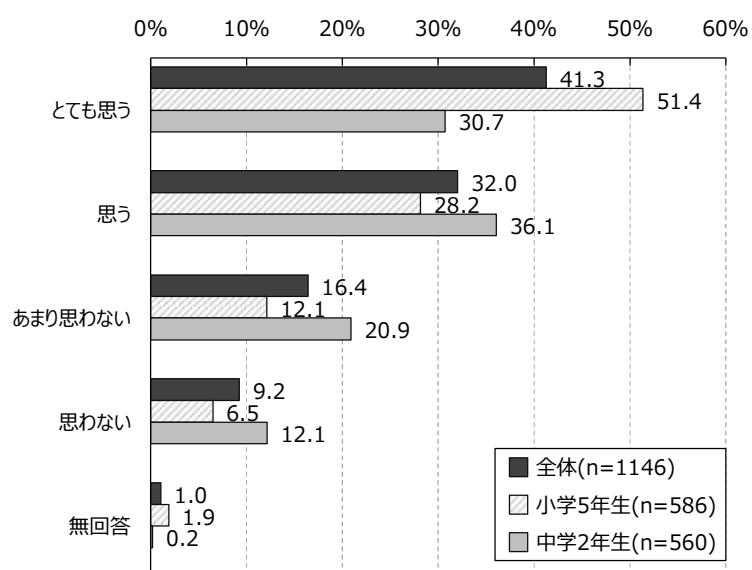
問：自分は幸せである

「とても思う」が52.4%と最も多く、次いで「思う」が33.4%、「あまり思わない」が9.4%、「思わない」が3.8%となっています。



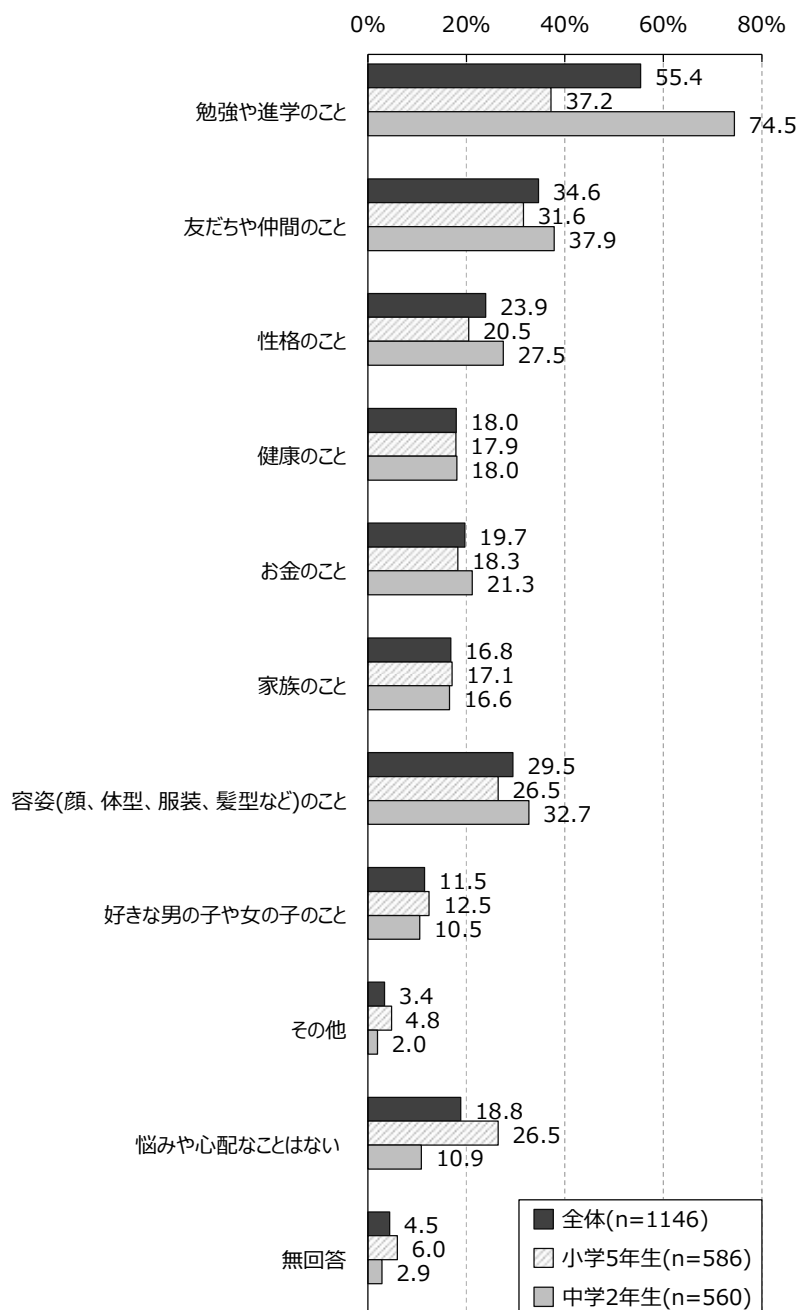
問：自分には将来の夢や目標がある

「とても思う」が41.3%と最も多く、次いで「思う」が32.0%、「あまり思わない」が16.4%、「思わない」が9.2%となっています。



問：次のような悩みや心配ごとがありますか（複数回答）

「勉強や進学のこと」が55.4%と最も多く、「友だちや仲間のこと」が34.6%、「容姿(顔、体型、服装、髪型など)のこと」が29.5%、「性格のこと」が23.9%、「お金のこと」が19.7%。「勉強や進学のこと」への悩みは小学5年生では37.2%ですが、中学2年生では74.5%となっています。

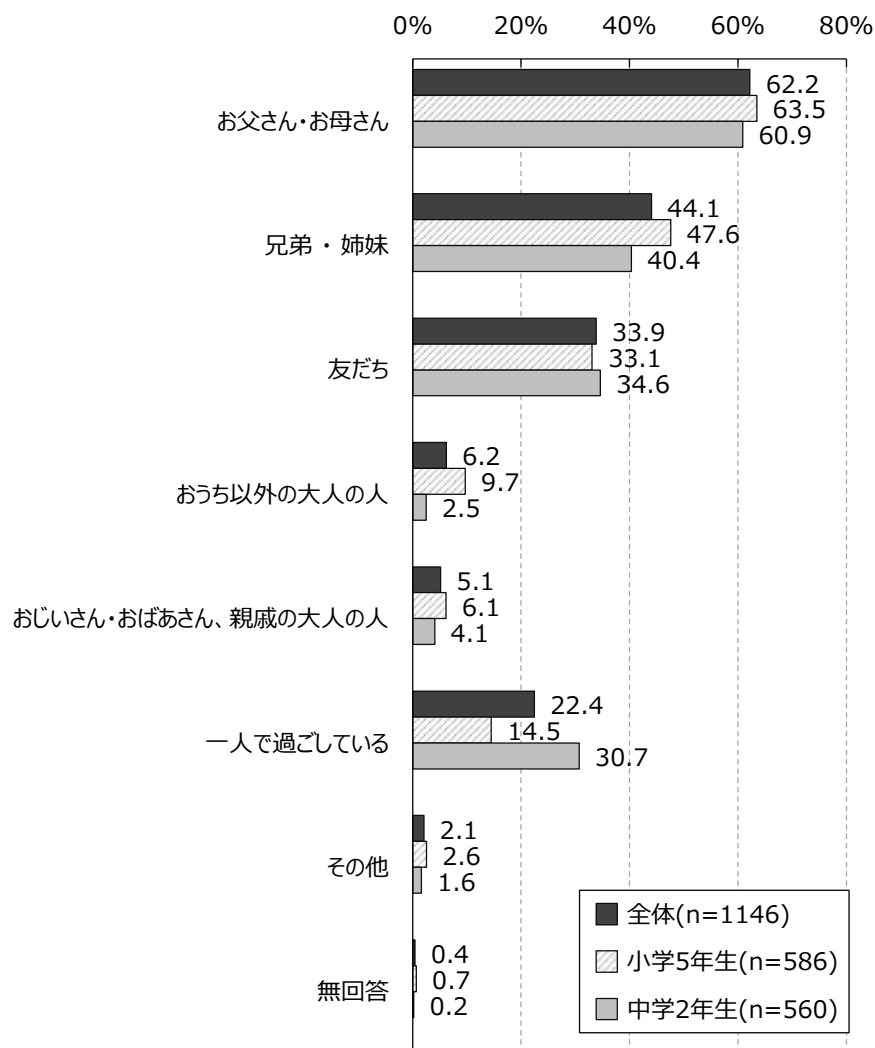


② 家族や友人とのかかわりについて

【小5】【中2】

問：学校が終わった後、誰と過ごしていることが多いですか。（複数回答）

「お父さん・お母さん」が62.2%と最も多く、次いで「兄弟・姉妹」が44.1%、「友だち」が33.9%、「一人で過ごしている」が22.4%「おうち以外の大人の人」が6.2%となっています。



問：おうちに、あなたがお世話をしている家族はいますか。（複数回答）

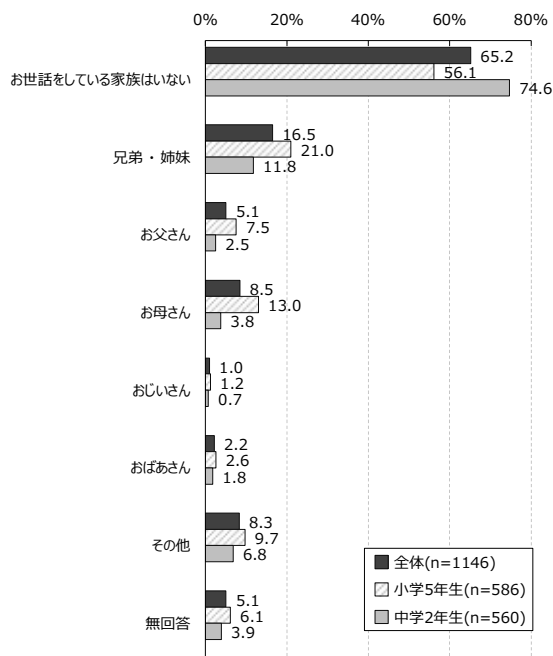
「お世話をしている家族はいない」が65.2%と最も多い。いる場合の対象は「兄弟・姉妹」が16.5%、「お母さん」が8.5%、「その他」が8.3%、「お父さん」が5.1%となっています。その他への記入では犬、ねこ、といった内容もみられ、ペットも家族ととらえていることがうかがえます。【下記：左グラフ「家族の世話の有無」】

問：どのようなお世話をしていますか。（複数回答）

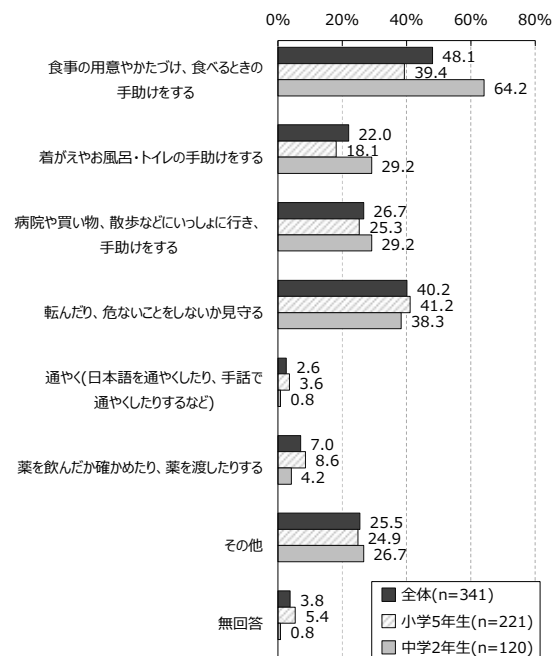
「食事の用意やかたづけ、食べる時の手助けをする」が48.1%、「転んだり、危ないことをしないか見守る」が40.2%、「病院や買い物、散歩などにいっしょに行き、手助けをする」が26.7%、「着がえやお風呂・トイレの手助けをする」が22.0%となっています。【下記：右グラフ「世話の内容」】

お世話をしている家族がいる場合でも、その対象で兄弟・姉妹が多いことは、小5・中2保護者への調査における同居家族の設問(問5)で、祖父が3.8%、祖母が7.2%と、子どもと祖父・祖母の同居が少ない状況にあることにもよると考えられます。

▼ 家族の世話の有無



世話の内容



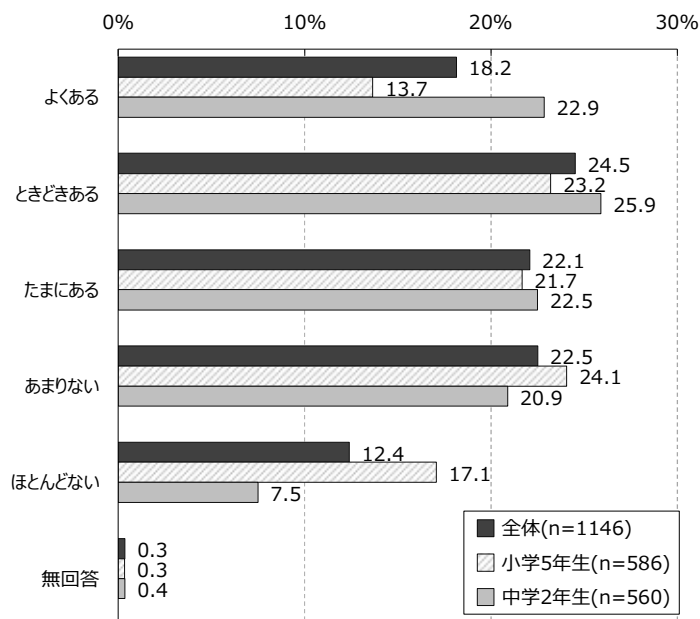
③ 学校や勉強のことについて

【小5】【中2】

問：学校の勉強でわからないことがありますか。

「ときどきある」が24.5%と最も多く、「あまりない」が22.5%、「たまにある」が22.1%、「よくある」が18.2%、「ほとんどない」が12.4%となっています。

所得ライン別にみると、小学5年生では「よくある」で所得ライン未満の世帯が高くなっています。中学2年生では「ときどきある」で所得ライン未満の世帯が高くなっています。



▼ 小学5年生

	合計	よくある	ときどきある	たまにある	あまりない	ほとんどない	無回答
全体	586人	13.7%	23.2%	21.7%	24.1%	17.1%	0.3%
所得ライン未満の世帯	28人	21.4%	17.9%	21.4%	21.4%	14.3%	3.6%
所得ライン以上の世帯	274人	14.2%	22.6%	19.7%	23.4%	20.1%	0.0%

▼ 中学2年生

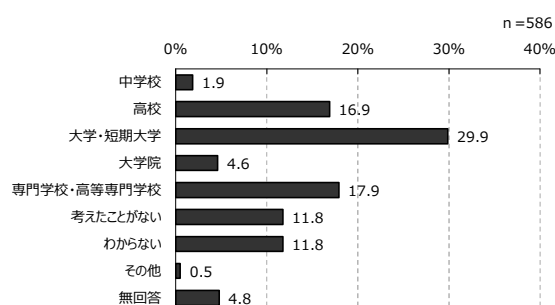
	合計	よくある	ときどきある	たまにある	あまりない	ほとんどない	無回答
全体	560人	22.9%	25.9%	22.5%	20.9%	7.5%	0.4%
所得ライン未満の世帯	15人	20.0%	33.3%	20.0%	26.7%	0.0%	0.0%
所得ライン以上の世帯	234人	18.8%	23.9%	24.4%	24.4%	8.1%	0.4%

問：将来どこまでの学校に行きたいと思っていますか。

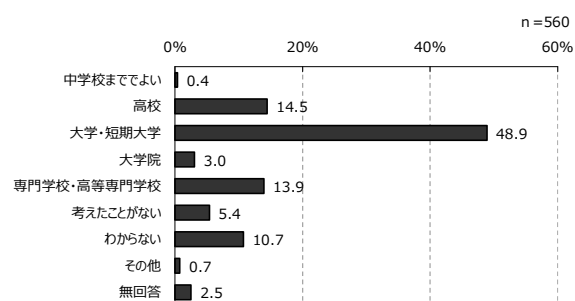
小学5年生では「大学・短期大学」が29.9%と最も多く、「専門学校・高等専門学校」が17.9%、「高校」が16.9%、「考えたことがない」が11.8%、「わからない」が11.8%。所得ライン別の進学希望では、「中学校」「高校」「大学院」「専門学校・高等専門学校」で所得ライン未満の世帯が高くなっています。

中学2年生では「大学・短期大学」が48.9%と最も多く、次いで「高校」が14.5%、「専門学校・高等専門学校」が13.9%、「わからない」が10.7%、「考えたことがない」が5.4%。所得ライン別の進学希望では、「中学校まででよい」、「高校」、「わからない」で所得ライン未満の世帯が高くなっています。

▼ 小学5年生



▼ 中学2年生



▼ 小学5年生

	合計	中学校	高校	大学・短期大学	大学院	専門学校・高等専門学校	考えたことがない	わからない	その他	無回答
全体	586人	1.9%	16.9%	29.9%	4.6%	17.9%	11.8%	11.8%	0.5%	4.8%
所得ライン未満の世帯	28人	7.1%	25.0%	17.9%	3.6%	21.4%	10.7%	3.6%	0.0%	10.7%
所得ライン以上の世帯	274人	0.7%	15.0%	32.5%	3.3%	20.4%	12.8%	12.0%	0.0%	3.3%

▼ 中学2年生

	合計	中学校まででよい	高校	大学・短期大学	大学院	専門学校・高等専門学校	考えたことがない	わからない	その他	無回答
全体	560人	0.4%	14.5%	48.9%	3.0%	13.9%	5.4%	10.7%	0.7%	2.5%
所得ライン未満の世帯	15人	6.7%	20.0%	33.3%	0.0%	6.7%	0.0%	20.0%	6.7%	6.7%
所得ライン以上の世帯	234人	0.4%	12.8%	50.9%	2.6%	14.5%	7.3%	10.3%	0.0%	1.3%

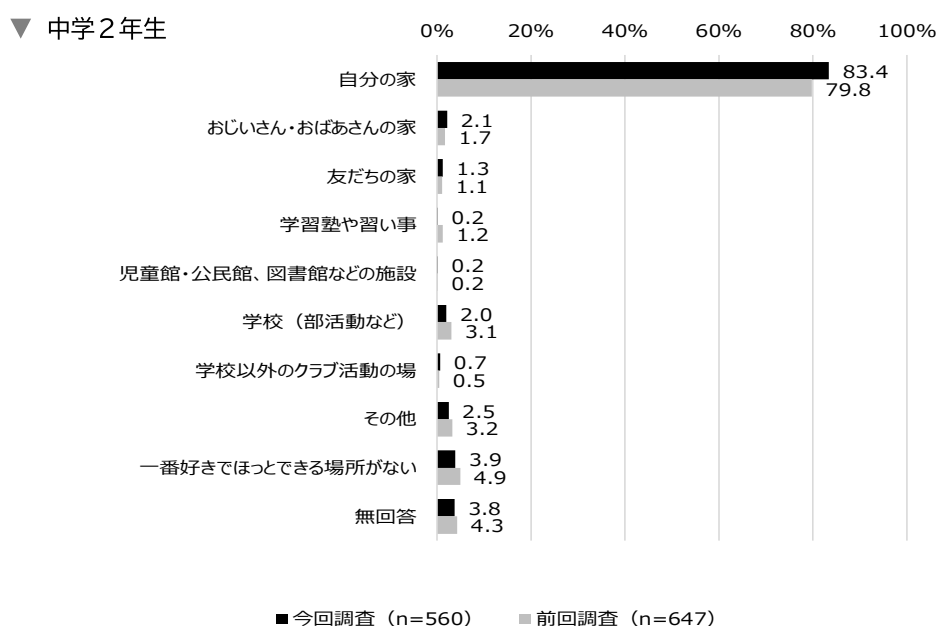
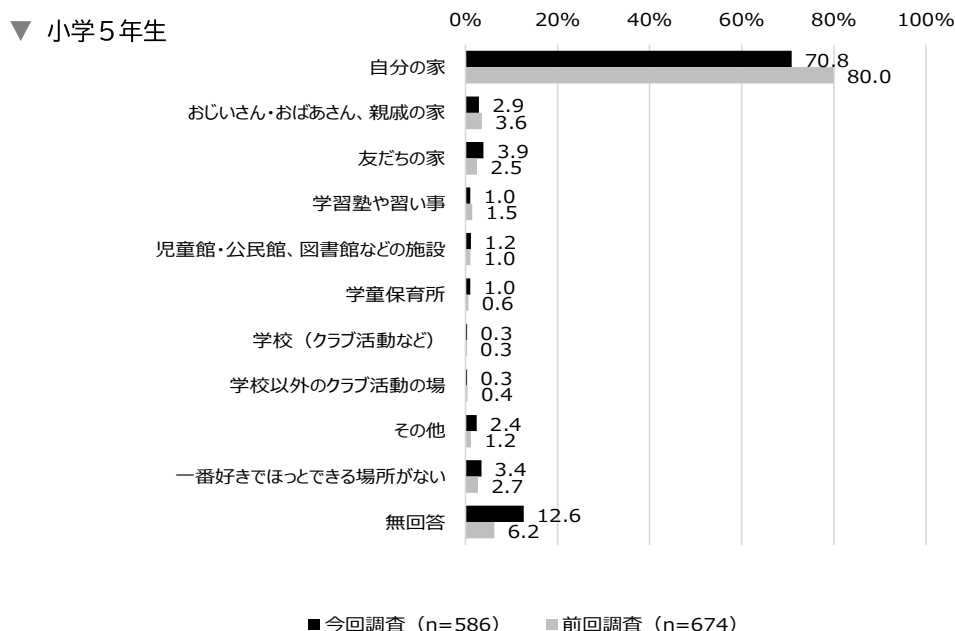
④ 居場所、相談できる人について

【小5】【中2】

問：あなたが一番好きで、ほっとできる場所はどこですか

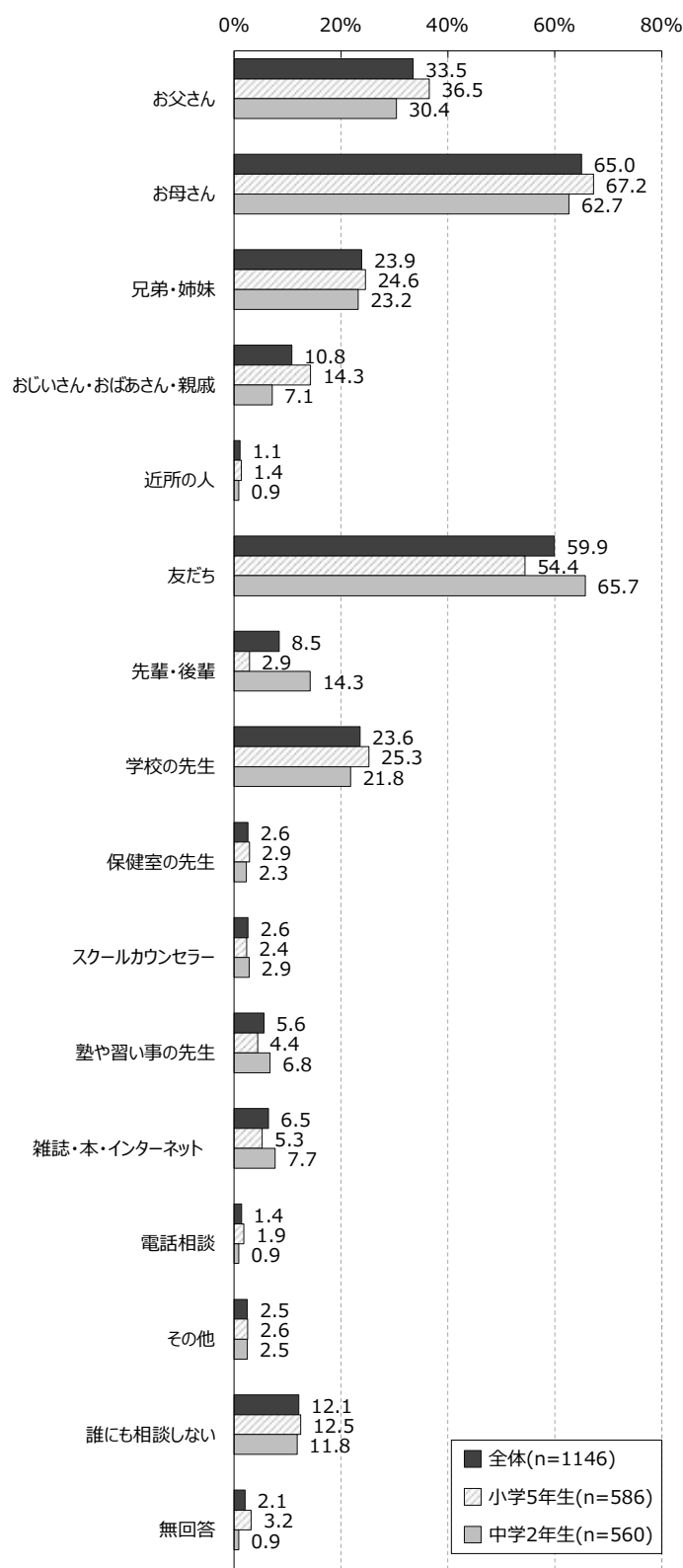
小学5年生では「自分の家」が70.8%と最も多く、次いで「友だちの家」が3.9%、「おじいさん・おばあさん、親戚の家」が2.9%、「その他(具体的な場所)」が2.4%となっています。また、3.4%は「一番好きでほっとできる場所がない」と回答しています。前回調査と比較すると、「自分の家」が9.2ポイント減少しています。

中学2年生では「自分の家」が83.4%と最も多く、次いで「その他」が2.5%、「おじいさん・おばあさんの家」が2.1%、「学校(部活動など)」が2.0%となっています。また、3.9%は「一番好きでほっとできる場所がない」と回答しています。前回調査と比較すると、「自分の家」が3.6ポイント増加しています。



問：困ったことや悩みがあるとき、相談する人は誰ですか。（複数回答）

「お母さん」が65.0%と最も多く、次いで「友だち」が59.9%、「お父さん」が33.5%、「兄弟・姉妹」が23.9%、「学校の先生」が23.6%となっています。



保護者へのアンケート（就学前保護者、小学校5年生及び中学校2年生保護者）

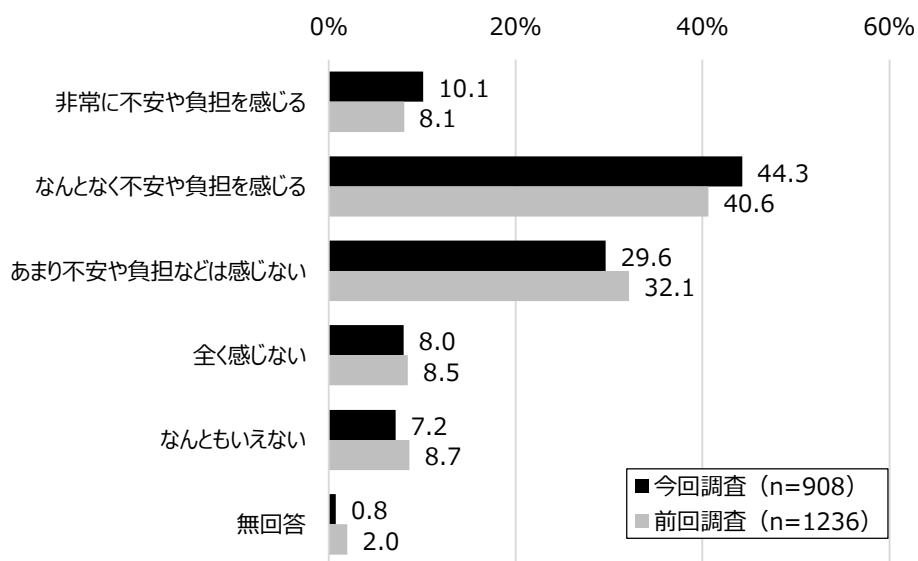
①子育てに関する不安感・負担感や悩みごと

【就学前保護者】

問：子育てに関して不安感や負担感などは、感じていますか。

「なんとなく不安や負担を感じる」が44.3%、「あまり不安や負担などは感じない」が29.6%、「非常に不安や負担を感じる」が10.1%、「全く感じない」が8.0%となっています。

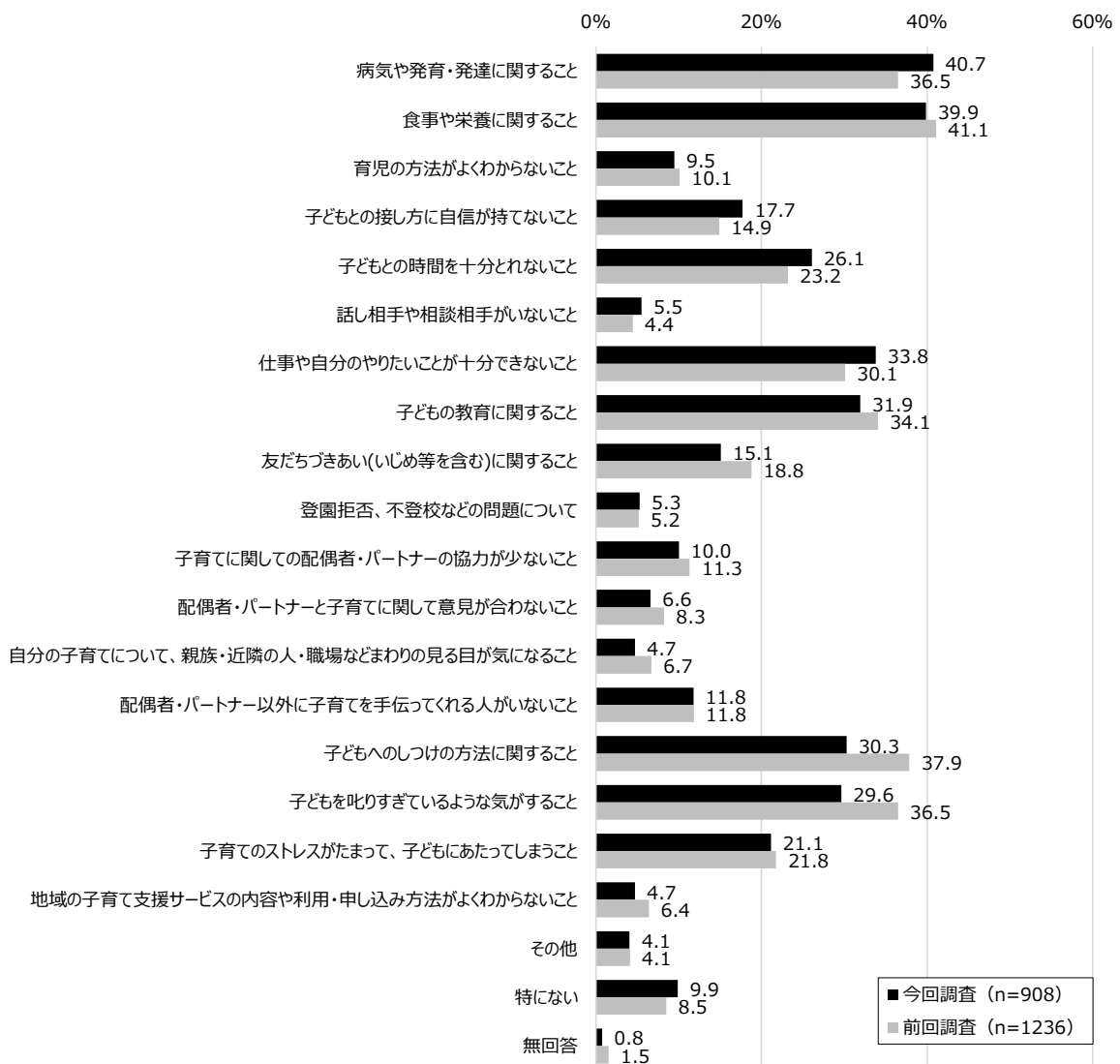
前回調査から、傾向に大きな差はみられませんが、「非常に…」「なんとなく…」とも不安や負担を感じる人が増加しています。



問：子育てに関して、日常悩んでいること、または気になることはどのようなことですか。
(複数回答)

「病気や発育・発達に関すること」が40.7%と最も多く、「食事や栄養に関すること」が39.9%、「仕事や自分のやりたいことが十分できないこと」が33.8%、「子どもの教育に関すること」が31.9%、「子どもへのしつけの方法に関すること」が30.3%となっています。

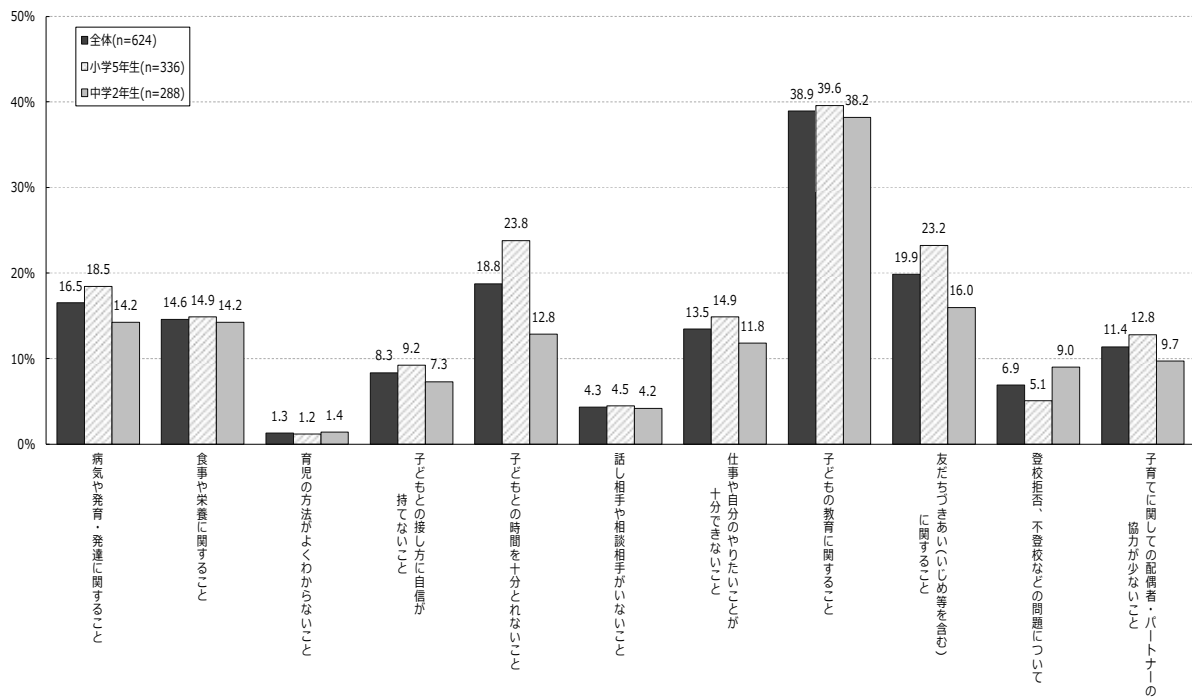
前回調査と比較すると、「病気や発育・発達に関すること」が増加し、しつけに関することは減少しています。



問：子育てに関して、日常悩んでいること、または気になることはどのようなことですか。
(複数回答)

「子どもの教育に関すること」が38.9%と最も多く、「友だちづきあい(いじめ等を含む)に関すること」が19.9%、「子どもとの時間を十分とれないこと」が18.8%、「子どもを叱りすぎているような気がする」となっています。

「子どもを叱りすぎているような気がする」と「子育てのストレスがたまって子どもにあたってしまうこと」「子どもとの接し方に自信が持てないこと」は、いずれも中2保護者より小5保護者の方で割合が高くなっています。

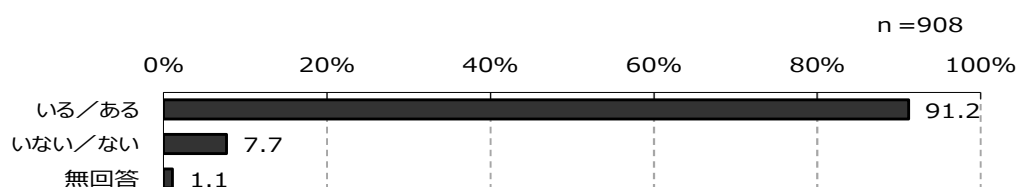


②子育てに関する悩みや不安の相談先

【就学前保護者】

問：お子さんの子育てする上で気軽に相談できる人はいますか。

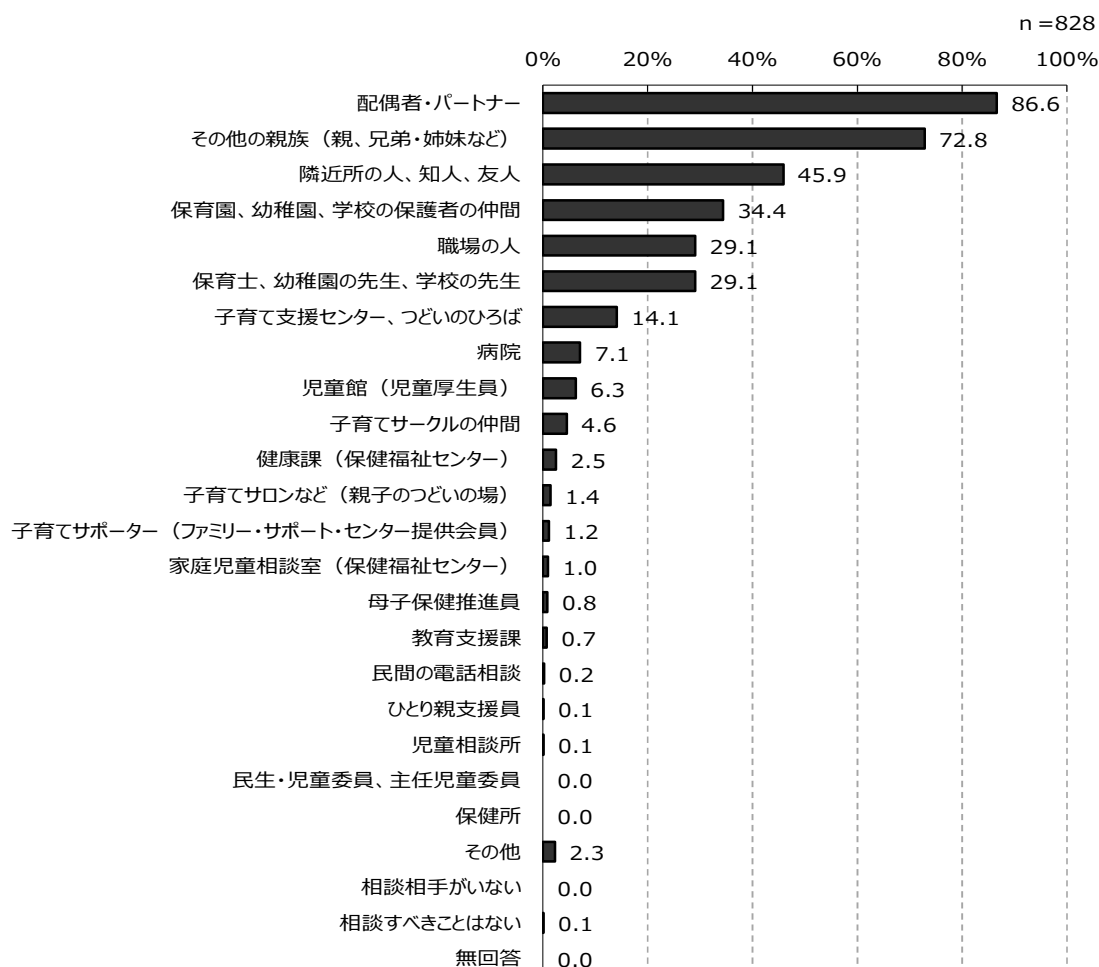
「いる／ある」が91.2%、「いない／ない」が7.7%となっています。



【就学前保護者】

問：身近な地域で、子育てに関する悩みや不安を誰に相談していますか。（複数回答）

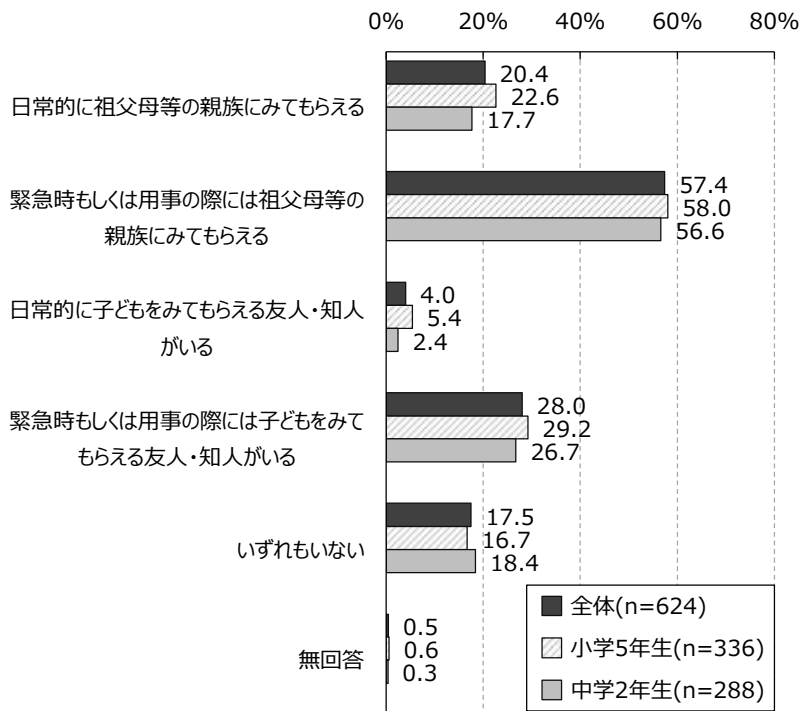
「配偶者・パートナー」が86.6%と最も多く、「その他の親族（親、兄弟・姉妹など）」が72.8%、「隣近所の人、知人、友人」が45.9%、「保育園、幼稚園、学校の保護者の仲間」が34.4%、「職場の人」「保育士、幼稚園の先生、学校の先生」が29.1%となっています。



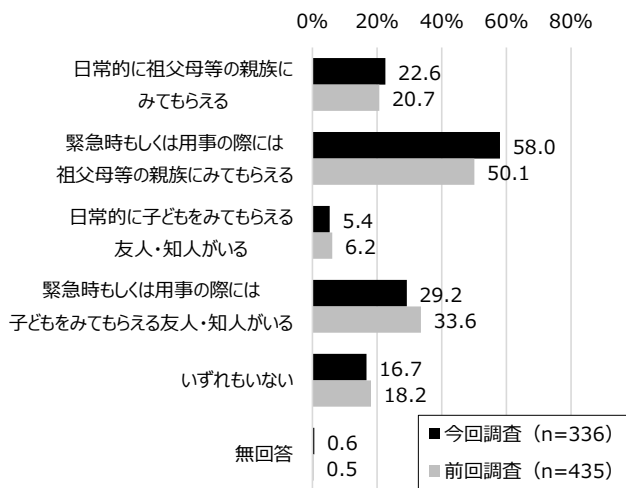
問：日頃、お子さんをみてもらえる親族や知人等はいますか。（複数回答）

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が57.4%と最も多く、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が28.0%、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が20.4%、「いずれもない」が17.5%となっています。

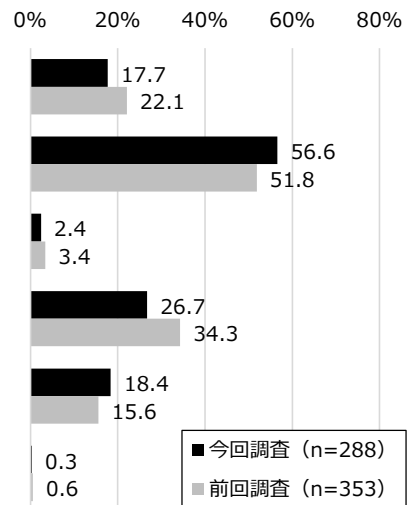
前回調査と比較すると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が小学5年生では7.9ポイント、中学2年生では4.8ポイント増加し、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」は小学5年生、中学2年生ともに減少しています。



▼ 小学5年生



中学2年生

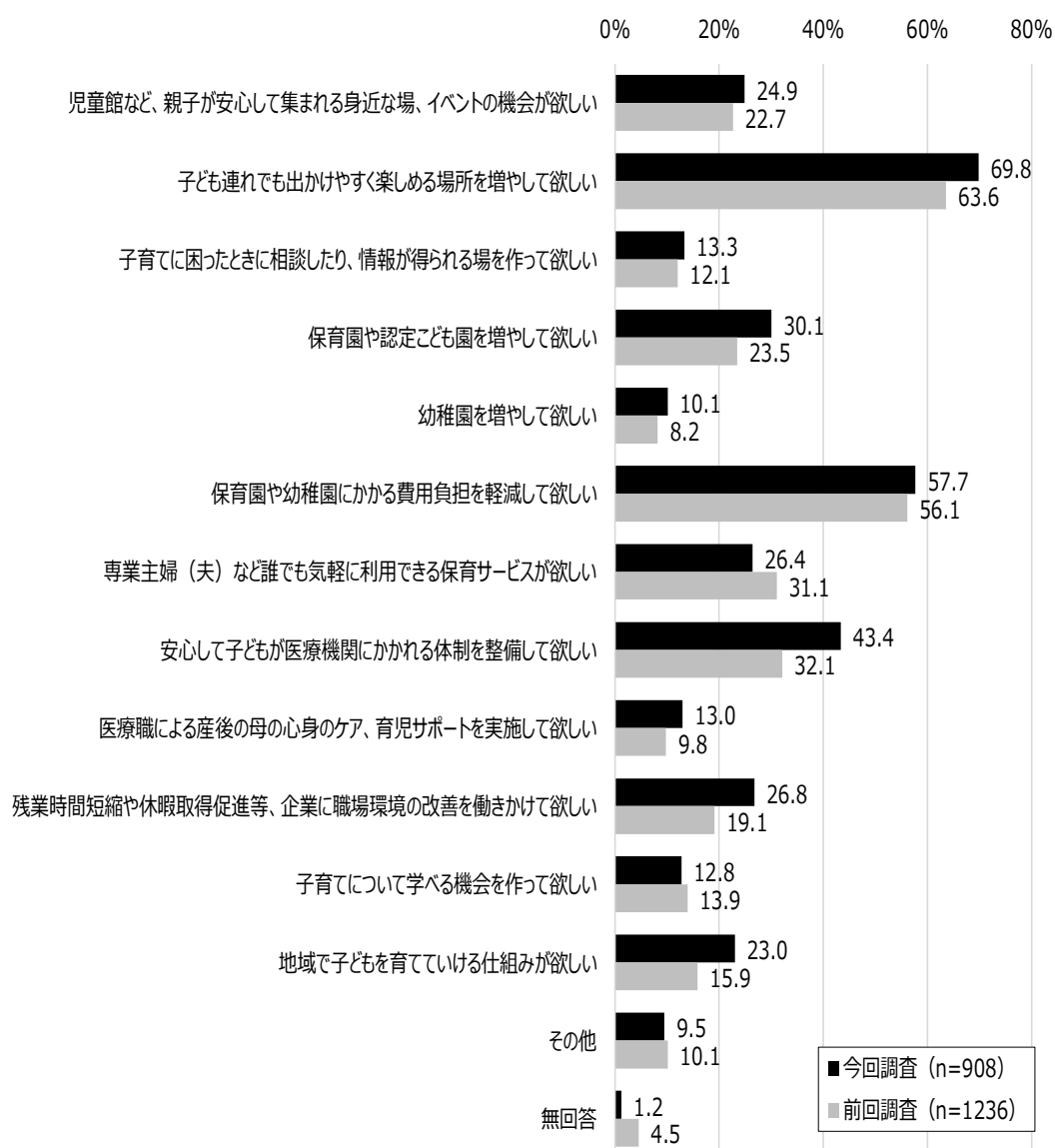


③子育て支援の充実について

【就学前保護者】

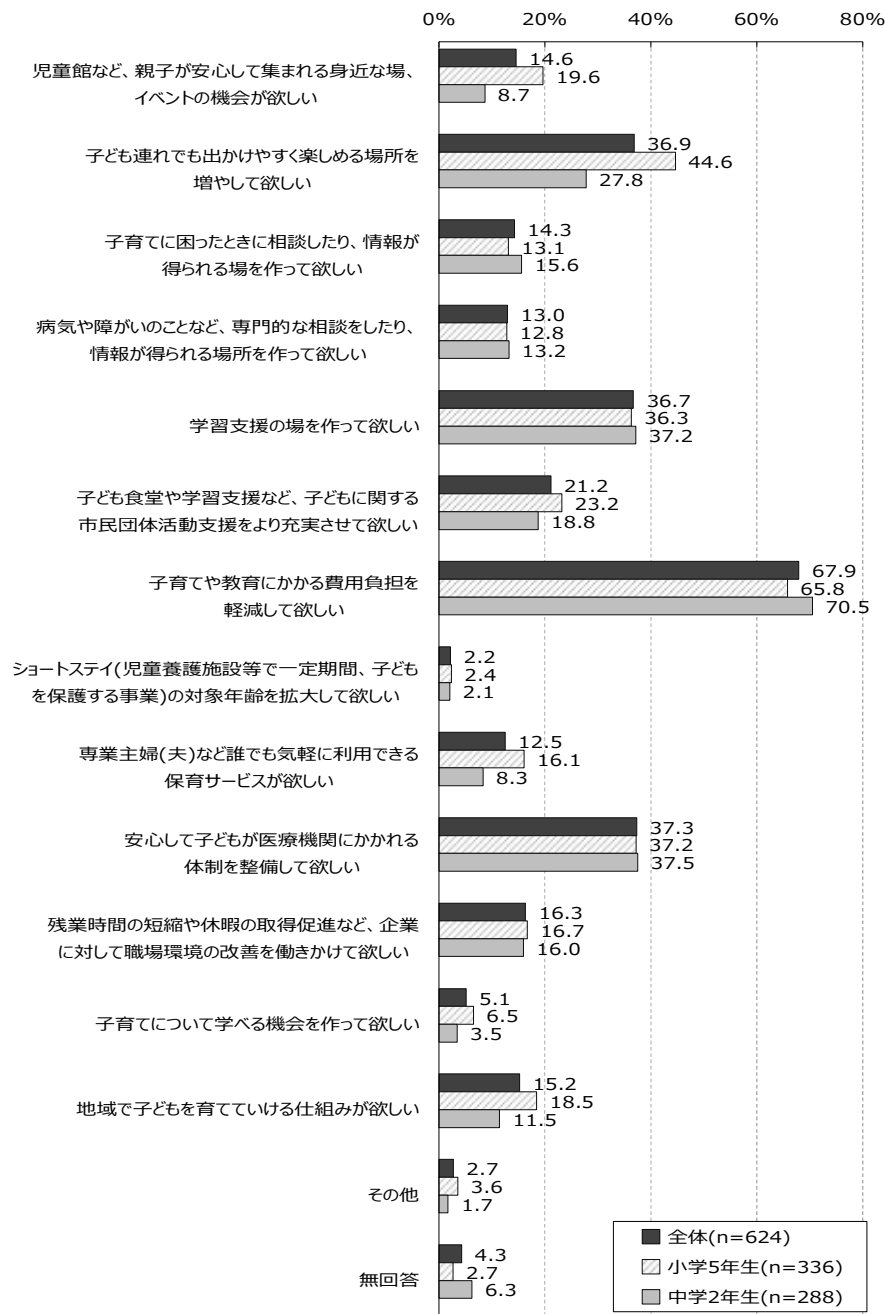
問：市に対して、どのような子育て支援の充実を図ってほしいと期待していますか。
（複数回答）

「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」が69.8%と最も多く、次いで「保育園や幼稚園にかかる費用負担を軽減して欲しい」が57.7%、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備して欲しい」が43.4%、「保育園や認定こども園を増やして欲しい」が30.1%、「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけて欲しい」が26.8%となっています。



問：市に対して、どのような子育て支援の充実を図ってほしいと期待していますか。
(複数回答)

「子育てや教育にかかる費用負担を軽減して欲しい」が67.9%と最も多く、次いで「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備して欲しい」が37.3%、「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が36.9%、「学習支援の場をつくってほしい」が36.7%となっています。



第3節 こども・若者の意見

本計画に位置づけるこども等の施策の検討にあたり、魅力あふれる白井を次世代に残していくため、こども・若者の視点による市の魅力や課題の認識、市の将来像について、生の声を聴き、把握するため、こども・若者を対象としたワークショップ(しろいの未来作戦会議)を実施しました。

1 実施概要

○開催日時及び参加者

(1)令和6年5月12日(日)

9:00~12:00 小学生の部(4~6年生) 4グループ 17名

13:30~16:30 中学生の部(1~3年生) 4グループ 16名

(2)令和6年5月19日(日)

9:00~12:00 若い世代の部(高校生等~35歳) 4グループ 13名

13:30~16:30 若い世代の部(高校生等~35歳) 3グループ 11名

○開催場所

保健福祉センター3階 団体活動室

○内 容

- ・事前に「興味のあるまちづくりのテーマ」を記入してもらい、近い話題でグループ分け。
- ・各テーブルは参加者5名程度で着席し、ファシリテーター1名を配置。
- ・理想的な白井市の未来について意見交換し、実現に向けた作戦をグループごとに発表。市長へプレゼンテーションを行いました。

2 結果の概要

ワークショップでは、白井市のこれからについて、「こうあってほしい」「こうすべき」「自分たちもこうしたい」という意見が多く発表されました。主な意見を、こども大綱における重要事項で関連の考えられる要素ごとにまとめています。

なお、意見を出してくれたこども・若者の年齢層は次のように表記しています。

【小学生】：4～6年生 【中学生】1～3年生 【若い世代】：高校生等～35歳

こども・若者の権利

【小学生】

- ・ジェンダーを気にしない
- ・男女差別、いじめをなくす／いじめをなくすボランティアをつくる
- ・外国人などみんな仲良くする

【中学生】

- ・学校へ行きにくい子への支援
- ・多様性を認め合い、お互いを理解する

【若い世代】

- ・こどもの絵を様々な場所に掲示する

多様な遊びや体験、活躍できる機会

【小学生】

- ・親子で楽しめるアーバンスポーツができる場所をつくる
- ・サッカーゴール、バスケットゴールのある公園／スポーツ専用公園
- ・室内でスポーツができる場所をつくる
- ・プロの選手を呼んで、スポーツの体験会
- ・自然と触れ合い体験ができる場所／森のような安心できる場所

【中学生】

- ・こどもでも買ったり、遊べる価格の物を売る場所
- ・駅前にこどもが遊べる場所をつくる／中高生の遊び場が必要
- ・自習やお話ができる場所／放課後の居場所／どの世代も楽しめる場所
- ・公園を増やす／遊具の充実／自然を残した公園／ボール遊び、球技ができる公園

【若い世代】

- ・自然を楽しむ場所／バーベキューができる場所
- ・運動公園を中心とした拠点づくり
- ・アスレチック等の施設(YouTubeで話題にする)／遊び道具の寄付を募る
- ・フリースペース／こどもが遊ぶスペース(保育付き)／世代を超えた「語り場」
- ・動物と運動、ふれあえる場／猫カフェ、犬カフェ

安心して過ごし・学ぶ・進学支援

【小学生】

- ・学校を楽しく／梨に関する社会科学習／自然教育
- ・学校老朽化(タイル割れ、椅子・机ざらざら)に対応
- ・校庭にアスレチック、遊具の近くに休憩できる場を
- ・学校を使ってイベント(地域の人も楽しめる)

【中学生】

- ・学校の生徒が少ない／部活が人が少なく成り立たない
- ・学校へ行きにくい子への支援
- ・親子が参加できるクッキング教育
- ・他校とのイベント交流／帰宅部同士の交流

【若い世代】

- ・学生の進学等の支援
- ・小中学生から地域教育をする
- ・梨を生かした環境教育をする

こども・若者の安心・安全、生活の利便性

【小学生】

- ・犯罪をなくす(マイナンバーなどに係るもの等)／コンビニで防犯につなげる
- ・どこに住んでいても移動しやすく／免許がなくても移動できる公共交通

【中学生】

- ・不審者が多い／犯罪をなくす
- ・ひたすら「安全」が大事／自転車の安全、事故をなくす
- ・安全にこどもも大人も歩ける道路／点字ブロックが少ない
- ・インフラは維持・改善

【若い世代】

- ・街灯を増やす／交通・防犯相談会開催／市民が身に着けるオリジナル防犯ステッカー等
- ・電車賃を安くする／特急電車を増やす
- ・交通格差の解消(車がないと移動できない。若者も免許がない)
- ・交通は南北が弱い。北部地域に第2の拠点を
- ・車がなくなるとも様々なところに行けるように／シャトルバスを出す(白井の外からも人がくる)
- ・ライドシェア導入／レンタルサイクルステーションの設置／他の市と移動手段の開発
- ・ナッシー号の本数、ルートを増やす／ナッシー号のルートがわかりにくい、アプリ導入
- ・横断歩道設置／道路の3車線化／歩道を広くする／道路舗装

就労や結婚への支援

【小学生】

- ・20代の同窓会をつくり、出会いを増やす
- ・イベントを増やして人口が減るのを防ぐ
- ・近所で仲良く遊び、仲良くなって結婚
- ・ショッピングモールなど楽しい場所を増やす
- ・白井にしかない店をつくる／みんなが来ようと思える白井のシンボルをつくる
- ・工業団地があるので、工場に關係する白井ならではの場所をつくる

【中学生】

- ・出会いの場をつくる
- ・働くところがない(いったん市を離れる)
- ・日本で仕事をしたい人を白井に呼ぶ／外国から人を呼び人口を増やす

【若い世代】

- ・白井市で働ける場所をつくる（IT、工業、農業、商工）
- ・市内でアルバイトできるように
- ・しろい起業塾を創設
- ・結婚するなら白井市、結婚しても白井市
- ・若者が集えるまち
- ・20代の転出は仕方ない。30代を増やす／子育て期に帰ってきてもらえるようにする
- ・白井市は暖かい雰囲気、みんなに優しい
- ・人口は増加させるが、変わりのない白井市